

第1回理事会日程

令和8年4月22日

◎報告事項

1. 会議日誌について（資料1）
2. 令和7年度生活衛生関係対策事業(令和6年度補正予算)(儲かる業づくり)の実施結果について(資料2)
3. 令和7年度生活衛生関係対策事業（インバウンド対応）の実施結果について（資料3）
4. 出張理容・出張美容の衛生管理要領及び対象等の一部改正について（資料4）
5. パンデミック対応衛生消毒2025セミナーの実施報告について(資料5)
6. 令和7年度理事共助会の決算報告について（資料6）
7. 2026アジアカップの成績および理容日本代表選手の結果について（資料7）
8. 2026年地球温暖化防止対策20周年記念企画ヘアスタイルとデザイン画の募集結果について(資料8)
9. 関係団体の各種会議について（資料9）

◎協議事項

1. 令和7年度事業報告について（資料10）
2. 令和7年度決算報告および剰余金処分案について（資料11）
3. 令和8年度生活衛生関係営業対策事業について（案）（資料12）
4. 3・9（スリー・ナイン）レディスカット・業づくりキャラバン計画について（資料13）
5. 第196通常総会・評議員会について
 - (1) 運営およびスローガンについて（資料14）
 - (2) 監事候補者の推薦について（資料15）
6. 令和8年度厚生労働大臣表彰の候補者の推薦について（資料16）
7. 令和8年度全国生衛中央会理事長表彰の候補者の推薦について（資料17）
8. 第64回技能五輪全国大会の競技委員等の推薦について（資料18）
9. BBジャパンカップ2026（第78回全国理容競技大会）選手割当数について（資料19）
10. 2026OMCパリ世界大会（個人戦部門・ジュニア部門の出場選手募集について（資料20）
11. BBジャパンカップ2026（第78回全国理容競技大会）第5部門参考ヘアスタイル作品について
(資料27 当日配布)
12. BBジャパンカップ2026（第78回全国理容競技大会）第5部門競技要項について
(資料21 差替資料)
13. 儀式サービスパンフレットの改訂等について（資料22）
14. 団体生命共済の申込締切と対象者数について（資料23 差替資料）
15. 賠償責任補償共済制度の一部改訂について（資料24）
16. 療養補償共済制度（医療補償コース）の一部改訂について（資料25）
17. 役職員のクールビズへの対応について（資料26）

資料1

会 議 日 誌

令和8年2月25日～4月14日

8.2/25 第9回正副理事長打合せ

◎打合せ事項

1. 会議日誌について ----- 了承
2. 令和7年度各会計別収支決算予想について ----- 了承
3. 「新春の宴」の決算報告について ----- 了承
4. 令和8年度事業計画・執行細目について ----- 了承
5. 「各組合などへの物価高騰への支援助成金」組合別の金額について ----- 了承
6. 三重県組合理事長の変更について ----- 了承
7. 連合会役員委員就任状況の一部変更について ----- 了承
8. BBジャパンカップ2026（第78回全国理容競技大会）の競技種目について ----- 了承
9. 全理連中央講師資格認定審議会の結果報告について
 - (1) 全理連中央講師の任期更新および名誉講師の認定結果について ----- 了承
 - (2) 全理連中央講師資格認定結果について ----- 了承
10. 全理連特別講師の再任について ----- 了承
11. 全理連専門講師の再任について ----- 了承
12. 教育制度委員会からの報告について
 - (1) 全理連中央講師に関する規程の一部改訂について ----- 了承
 - (2) 令和7年度全理連教育功労者顕彰の候補者について ----- 了承
13. ㈱全国儀式サービスとの契約内容の一部変更について ----- 了承
14. 令和7年度組織強化運動の結果報告について ----- 了承
15. 令和7年度共済加入促進運動の結果報告について ----- 了承
16. 令和8年度共済加入促進運動の実施について ----- 了承
17. 団体生命共済の幹事会社変更に伴う災害保険金の一部改訂について ----- 了承
18. 関係団体の各種会議について ----- 了承
19. その他
 - (1) 3・9（スリー・ナイン）レディスカット・業づくりキャラバン計画
（儲かる業づくり事業） ----- 了承
20. 第7回常務理事会(2/26)並びに第7回理事会(3/4)の協議日程について ----- 了承

8.2/26 第7回常務理事会

[事前送付]

◎報告事項

1. 会議日誌について ----- 了承
2. 「新春の宴」の決算報告について ----- 了承
3. 全理連特別講師の再任について ----- 了承

- 4. 全理連専門講師の再任について----- 了承
- 5. 令和7年度組織強化運動の結果報告について----- 了承
- 6. 令和7年度共済加入促進運動の結果報告について----- 了承
- 7. 関係団体の各種会議について----- 了承

[当日配布]

◎協議事項

- 1. 令和8年度事業計画・執行細目について----- 了承
- 2. 「各組合などへの物価高騰への支援助成金」組合別の金額について----- 了承
- 3. 三重県組合理事長の変更について----- 了承
- 4. 連合会役員の委員就任状況の一部変更について----- 了承
- 5. BBジャパンカップ2026（第78回全国理容競技大会）の競技種目について----- 了承
- 6. 全理連中央講師資格認定審議会の結果報告について----- 了承
 - (1) 全理連中央講師の任期更新および名誉講師の認定結果について----- 了承
 - (2) 全理連中央講師資格認定結果について----- 了承
- 7. 教育制度委員会からの報告について----- 了承
 - (1) 全理連中央講師に関する規程の一部改訂について----- 了承
 - (2) 令和7年度全理連教育功労者顕彰の候補者について----- 了承
- 8. (株)全国儀式サービスとの契約内容の一部変更について----- 了承
- 9. 令和8年度共済加入促進運動の実施について----- 了承
- 10. 団体生命共済の幹事会社変更に伴う災害保険金の一部改訂について----- 了承
- 11. 団体生命共済および年金共済の委託割合(シェア)改訂について----- 了承
- 12. その他
 - (1) 3・9（スリー・ナイン）レディスカット・業づくり キャラバン計画
 （儲かる業づくり事業）----- 了承
- 13. 第7回理事会(3/4)の協議日程について----- 了承

8.3/4 第7回理事会

◎報告事項

- 1. 会議日誌について----- 了承
- 2. 「新春の宴」の決算報告について----- 了承
- 3. 全理連特別講師の再任について----- 了承
- 4. 全理連専門講師の再任について----- 了承
- 5. 令和7年度組織強化運動の結果報告について----- 了承
- 6. 令和7年度共済加入促進運動の結果報告について----- 了承
- 7. 関係団体の各種会議について----- 了承

◎協議事項

- 1. 令和8年度事業計画・執行細目について----- 了承
- 2. 「各組合などへの物価高騰への支援助成金」組合別の金額について----- 了承

3. 三重県組合理事長の変更について ----- 了承
4. 連合会役員の委員就任状況の一部変更について ----- 了承
5. BBジャパンカップ2026（第78回全国理容競技大会）の競技種目について ----- 了承
6. 全理連中央講師資格認定審議会の結果報告について
- (1) 全理連中央講師の任期更新および名誉講師の認定結果について ----- 了承
- (2) 全理連中央講師資格認定結果について ----- 了承
7. 教育制度委員会からの報告について
- (1) 全理連中央講師に関する規程の一部改訂について ----- 了承
- (2) 令和7年度全理連教育功労者顕彰の候補者について ----- 了承
8. (株)全国儀式サービスとの契約内容の一部変更について ----- 了承
9. 令和8年度共済加入促進運動の実施について ----- 了承
10. 団体生命共済の幹事会社変更に伴う災害保険金の一部改訂について ----- 了承
11. 団体生命共済および年金共済の委託割合(シェア)改訂について ----- 了承
12. その他
- (1) 3・9（スリー・ナイン）レディスカット・業づくり キャラバン計画
（儲かる業づくり事業） ----- 了承
- (2) 出張理容の対象範囲の拡大について ----- 了承

8. 3/5 第195臨時総会・評議員会

- 議案第1号 令和8年度事業計画承認の件 ----- 承認
- 議案第2号 令和8年度収支予算承認の件 ----- 承認
- 議案第3号 令和8年度借入金最高限度額承認の件 ----- 承認
- 議案第4号 「各組合などへの物価高騰への支援助成金」の支出承認の件 ----- 承認
- 議案第5号 団体生命共済の幹事会社変更に伴う災害保険金の一部改訂承認の件 -承認

<連合会関係団体>

＝全国理容政治連盟中央会＝

8. 2/25 第2回正副会長・幹事長打合せ

8. 2/26 第2回常任執行委員会

8. 3/4 第2回執行委員会

＝特定非営利活動法人全国理美容NPO法人＝

8. 3/4 令和8年度通常総会

＝全国生活衛生同業組合中央会＝

8. 3/26 第4回理事会

8. 3/26 第198回総会

＝全国生活衛生営業指導センター＝
8. 3/26 第3回評議員会

＝理容師美容師試験研修センター＝
8. 3/12 第36回理事会

＝日本理容美容教育センター＝
8. 3/12 第34回通常理事会

＝日本エステティック研究財団＝
8. 3/17 第38回理事会

資料2

「クールジャパンの技・美女男術セミナー」

令和6年度補正予算にかかる生活衛生関係対策事業(儲かる業づくり)の実施結果について

標記セミナーが終了し、アンケート結果等がまとまりましたのでご報告いたします。

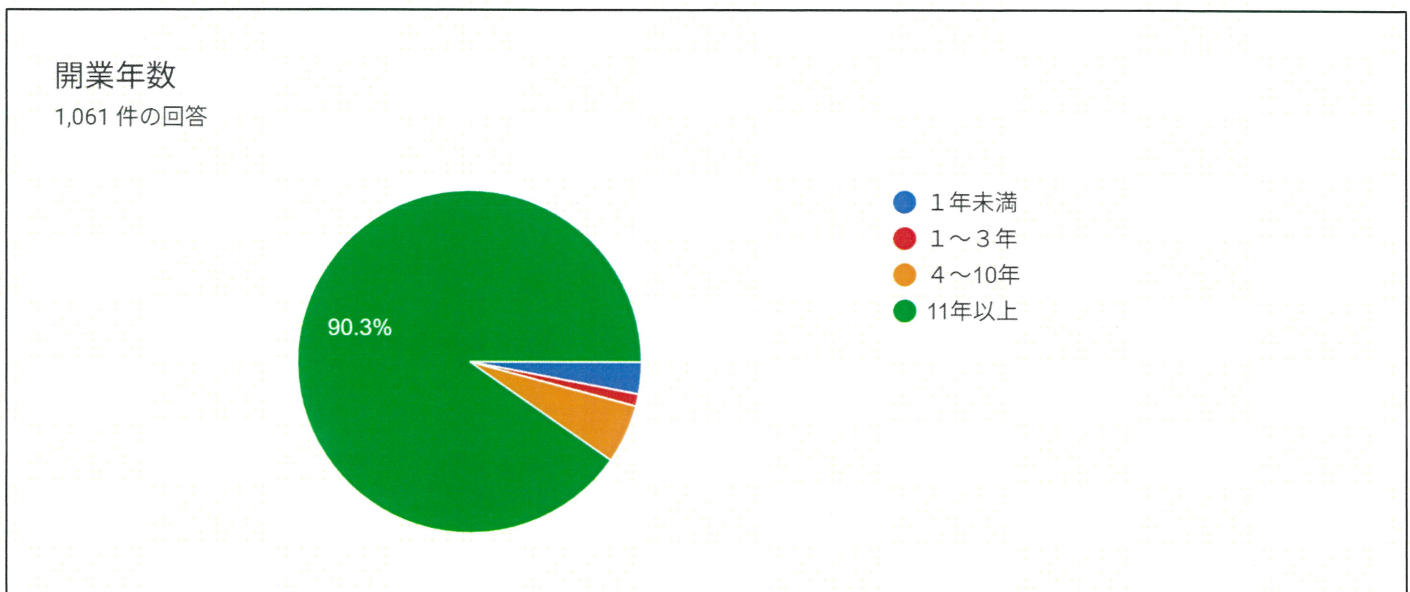
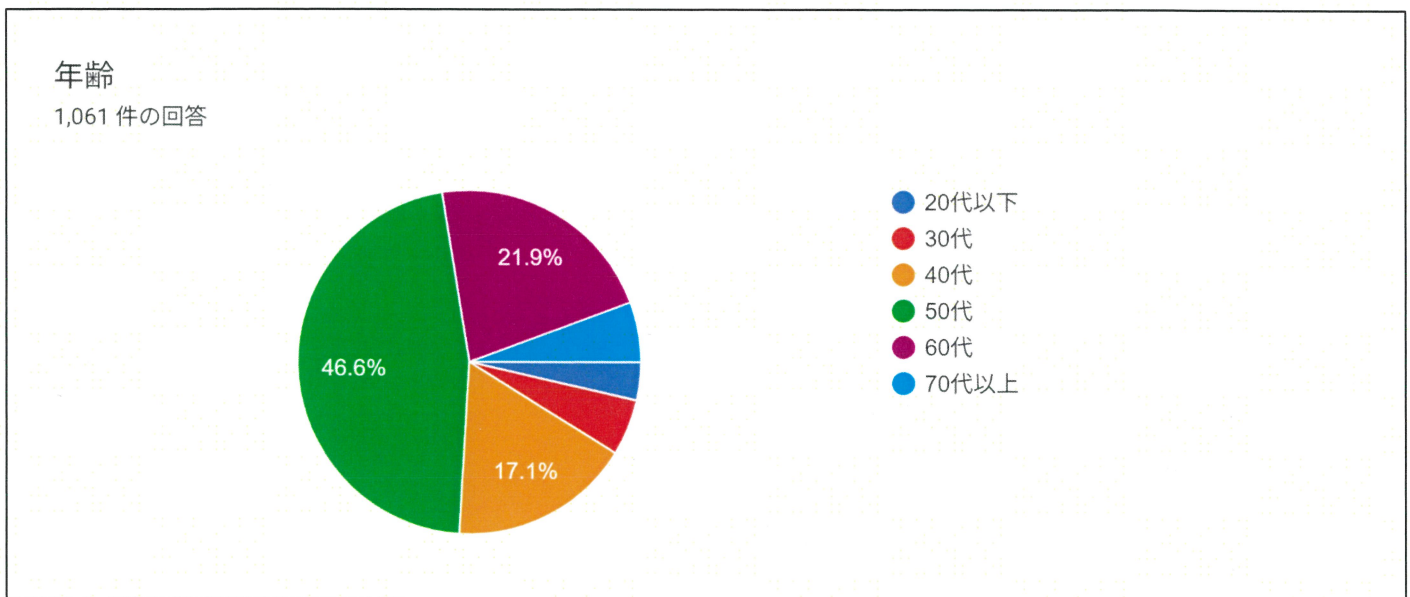
1. 実施内容

連合会主導で取り組む全国統一セミナー（クールジャパンの技・美女男術セミナー）と、各組合や支部で企画実行するセミナーを行った。あわせて、タレントの友近さん扮するプロアルバイター・西尾一男が理容を体験するPR動画を作成し、YouTubeで配信（12/18）。組合員店にはYouTube動画へのQRコードを掲載したA3判ポスターを配布した。

- ・セミナー回数：226回
- ・受講者数：7478名
- ・動画再生数：14万7681回

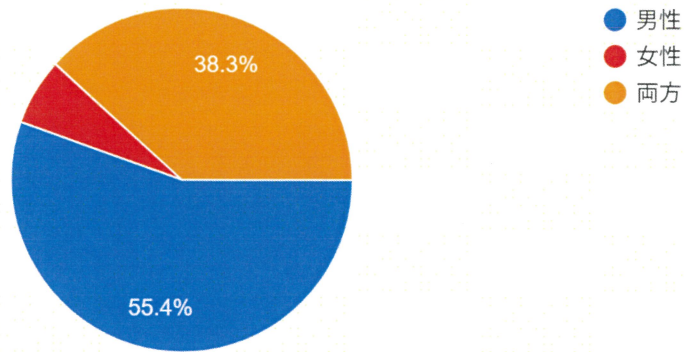
2. アンケート結果

受講者アンケート（セミナー直後）（n:1061）



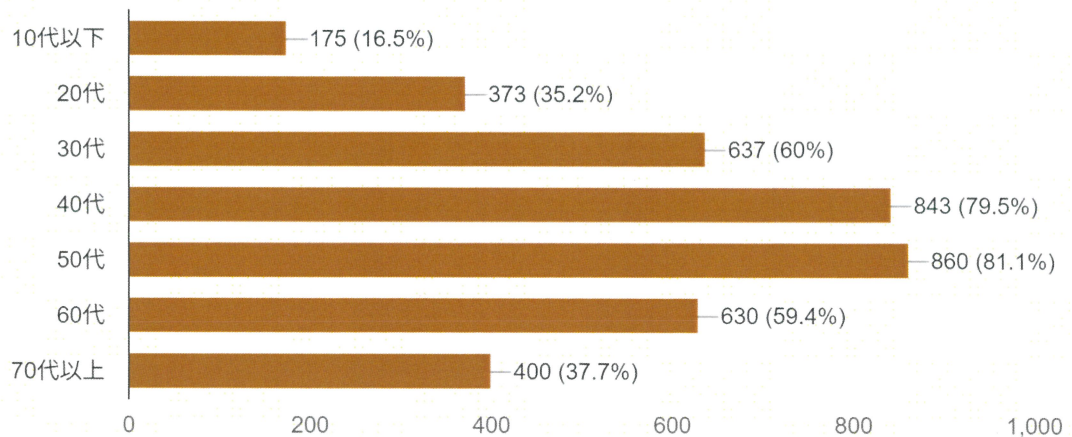
サロンのターゲットとする性別を教えてください。

1,061 件の回答



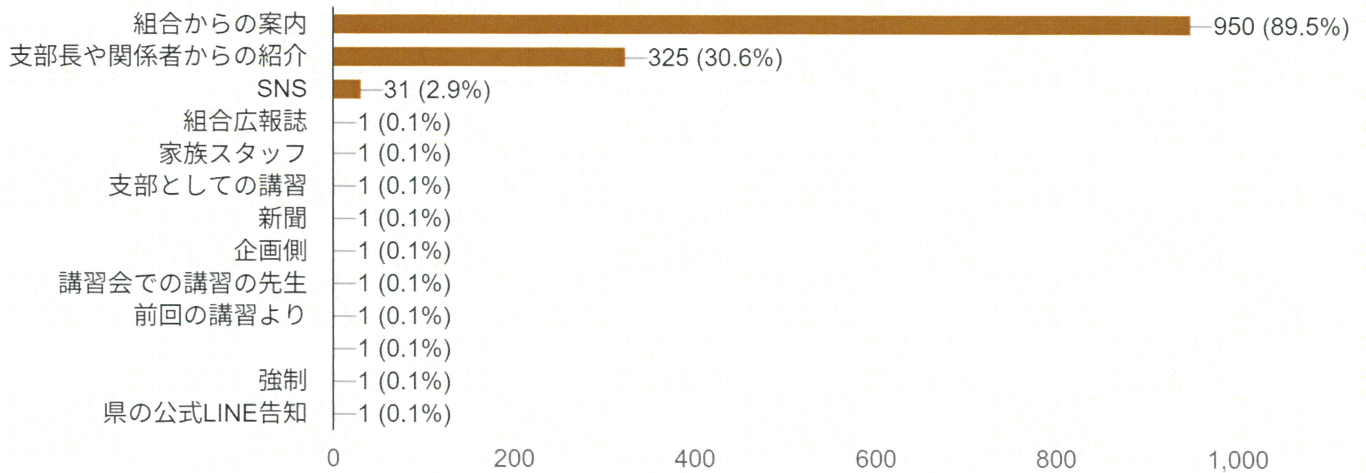
サロンのターゲットとする年代を教えてください（複数選択可）。

1,061 件の回答



本セミナーをどのようにして知りましたか。(複数回答可)

1,061 件の回答



セミナーを受講して、売上アップのために営業に取り入れられると感じた内容を教えてください。なければ「なし」と記入してください。

1,061 件の回答

その内容でいくら売上が上がりそうですか(月額)？

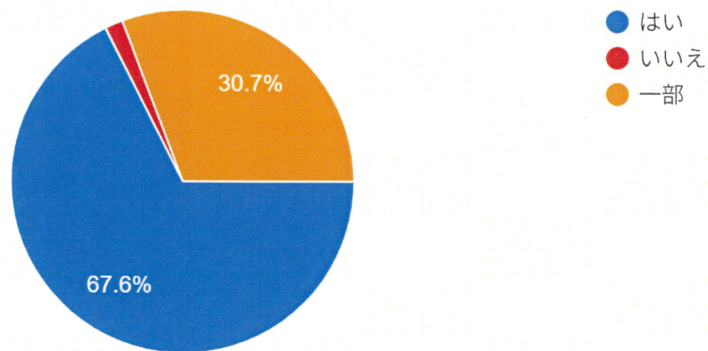
1,061 件の回答

営業に取り入れるうえで課題があれば教えてください。

638 件の回答

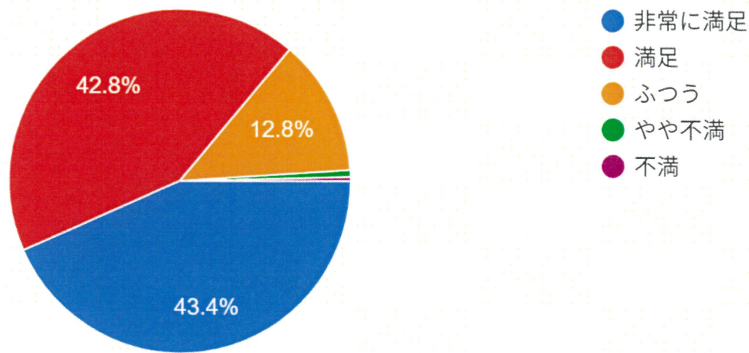
セミナーで得た知識を、すぐに実践したいと思いますか？

1,061 件の回答



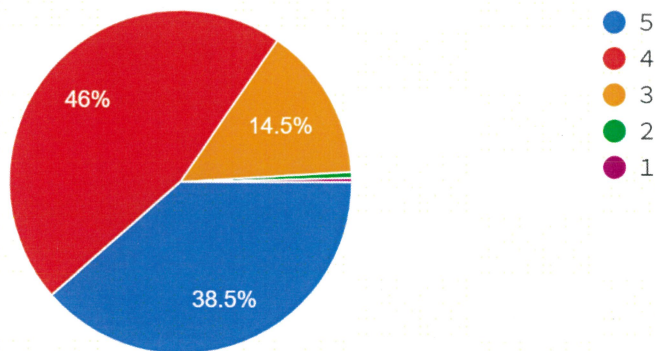
セミナーの満足度

1,061 件の回答



セミナー内容の理解度を自己評価してください。

1,043 件の回答



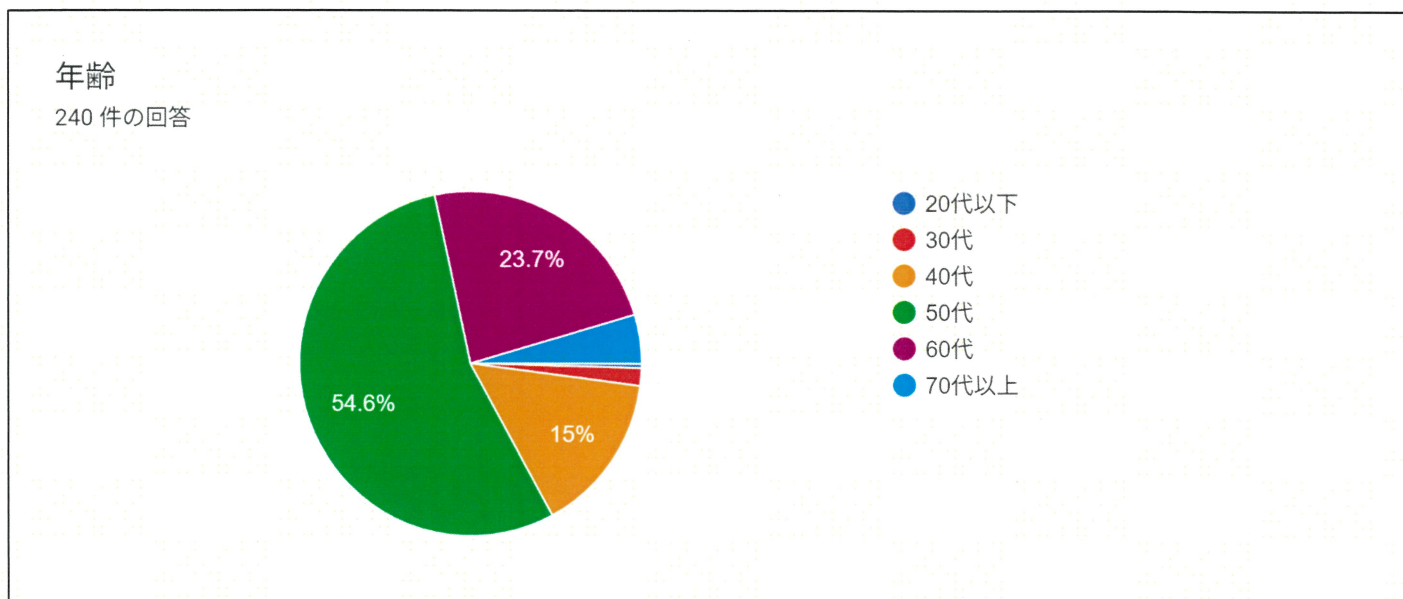
今回のセミナーへのご意見があれば教えてください。

470 件の回答

今後学びたいテーマはありますか。

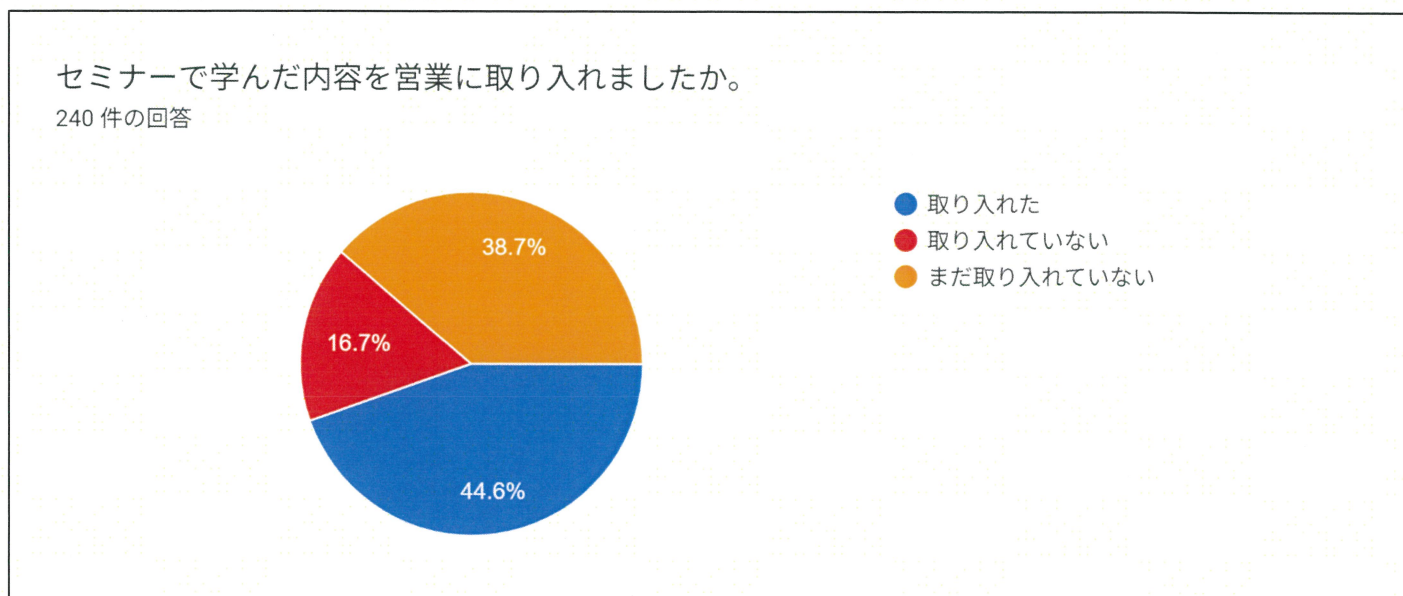
486 件の回答

受講者アンケート（セミナー2か月後）（n=240）



セミナー名

240 件の回答

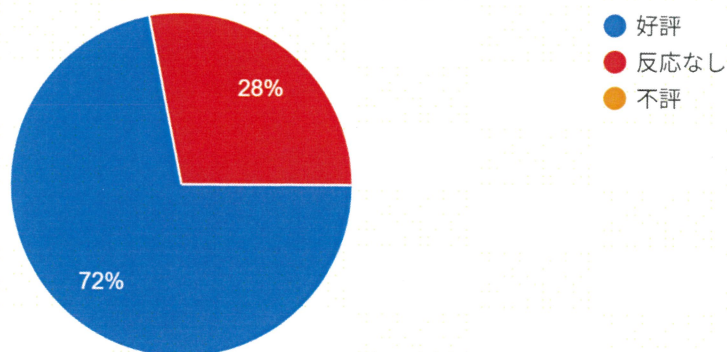


取り入れた内容を教えてください

96 件の回答

営業に取り入れた反響はどうですか。

107 件の回答

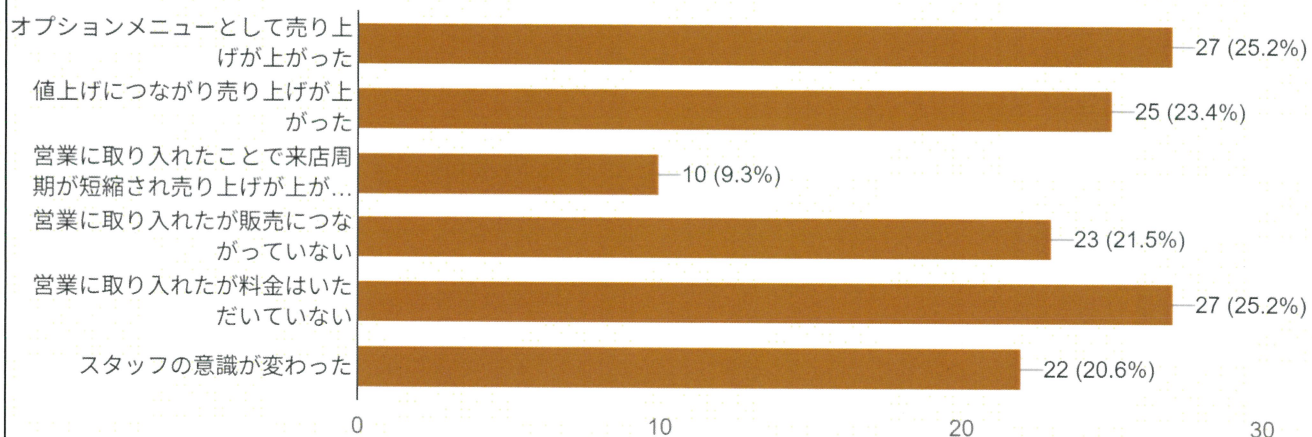


特にいただいた反響があれば教えてください。

50 件の回答

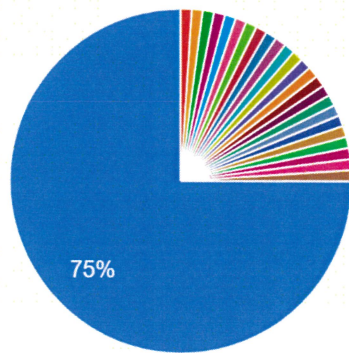
営業に取り入れたことで売り上げは上がりましたか？（複数回答可）

107 件の回答



取り入れて課題はありましたか。

96 件の回答



- なし
 - サービスでやり過ぎてて料金を頂き方...
 - 動きが欲しい
 - 今からメニュー作りしなければと
 - 継続をする
 - まだ成果はわからない
 - 頭皮、栄養等の勉強不足
- ▲ 1/4 ▼

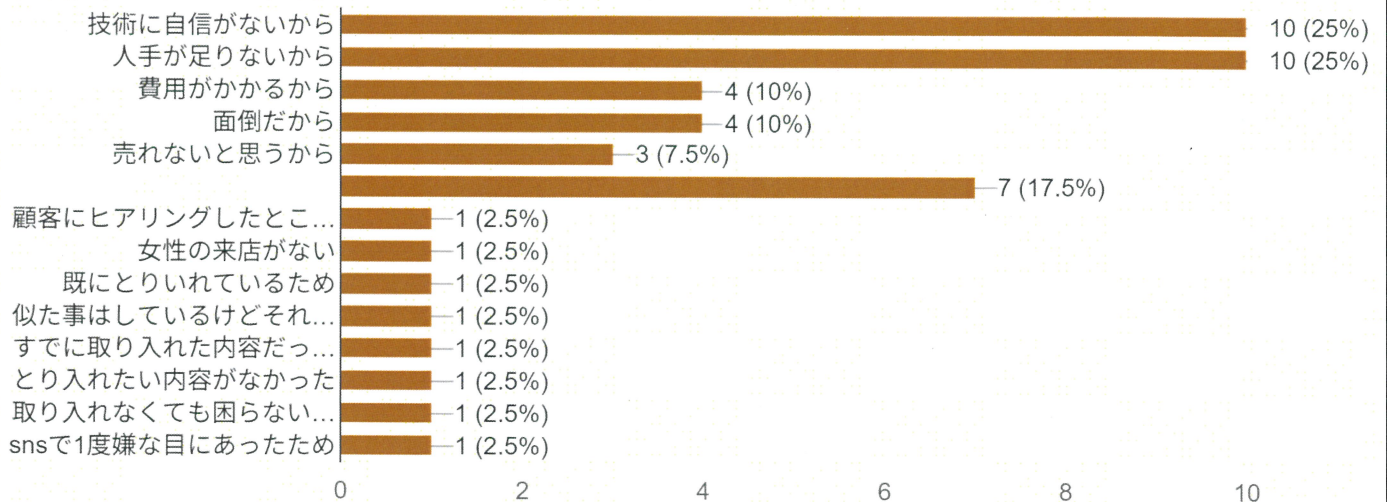
売上はどれくらい上がりましたか (月額)

58 件の回答

取り入れていない方

なぜ取り入れませんでしたか。(複数回答可)

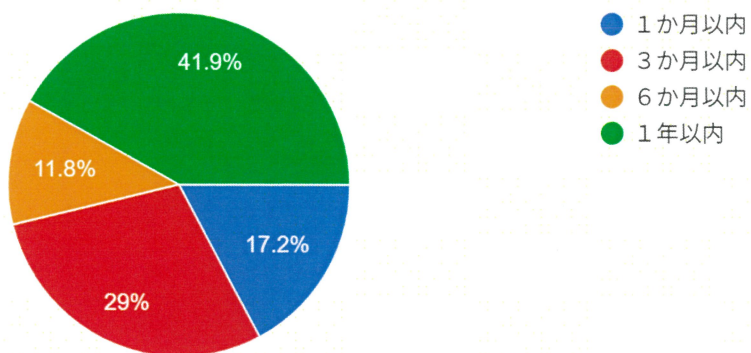
40 件の回答



まだ取り入れていない方

いつ頃取り入れる予定ですか

93 件の回答



導入に時間がかかる理由を教えてください

74 件の回答

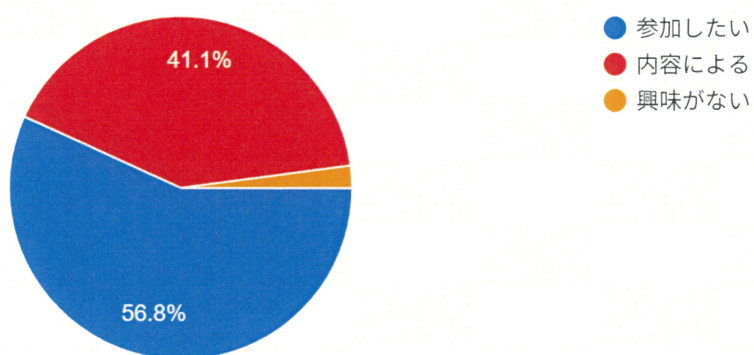
共通

セミナーの感想があれば教えてください

133 件の回答

同様のテーマのセミナーが今後開催される場合、再度参加したいですか。

236 件の回答



資料3

令和7年度生活衛生関係営業対策事業（インバウンド対応事業）実施結果について

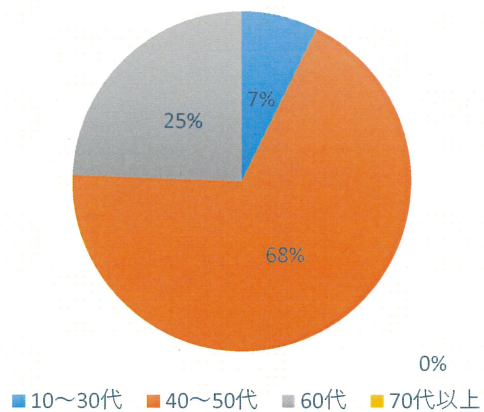
令和7年7月から令和8年3月までに実施した標記事業について、実施結果をご報告いたします。

「インバウンド入門テキスト」（A4版 8ページ 36,000部）、インバウンドステッカー36,000枚を作成し、全組合員に配布。その後、全国8協議会及び都道府県組合でインバウンドセミナーを開催し、セミナー回数 54回、受講者数 1,492名となりました。

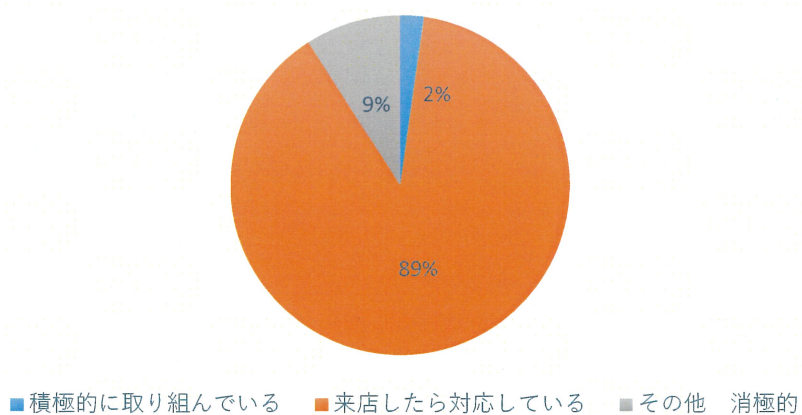
令和8年3月には、在日外国人インフルエンサーによる発信及びWEB広告をInstagramで行い、幅広い層へPRを行いました。

受講者アンケートでは、外国人客へは来店したら対応しているが90%だったが、セミナーを終えて外国人客を積極的に「受け入れたい」が36%、「積極的ではないが受け入れたい」は60%となりました。

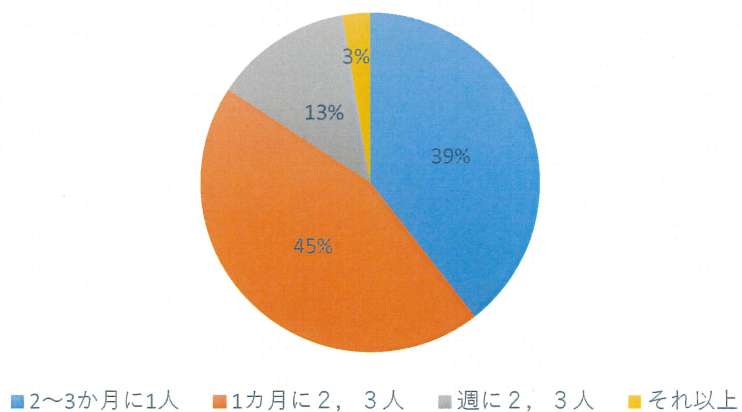
年齢



外国人集客への対応について

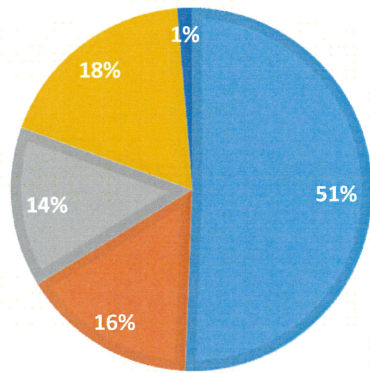


外国人客の割合

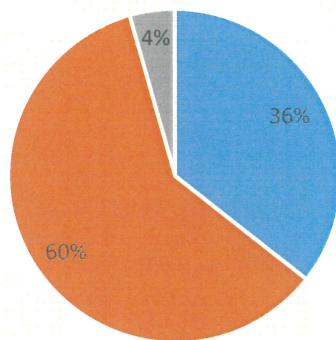


取り組みたいと思う外国人客向け技術

■メンズヘア ■レディスヘア ■シェービング ■ヘッドスパ ■その他

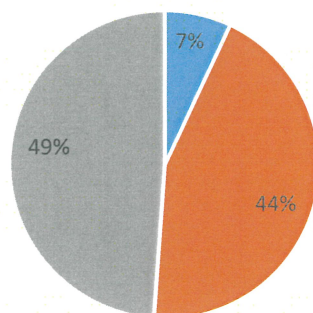


セミナーを終えて、外国人客にどのように対応したいか



■積極的に受け入れたい ■積極的ではないが受け入れたい ■出来れば受け入れたくない

外国人客向けにSNS発信をしているか



■発信している ■今後、発信してみたい ■発信していない

意見・要望

集客が厳しくなってきましたので日本の理容を体験して欲しいと思います。

外国の観光客がいない地域はどうするの？と質問されたら困りそう。

参考になりました。ありがとうございました。ありがとうございました。

ありがとうございました。パウポのデータがあればいただけると助かります。

まず、簡単な言葉ですね。勉強になりました。ありがとうございました。

勉強になりました。ありがとうございました。

年配の組合員の方々へ話を受け入れてもらえるかが問題

失敗談や料金への転換、売上と労働力等もう少しお時間があればお聞きしたかったです。非常にわかり易くて良い時間でした。

今回紹介していただいたサロンの動画を紹介できればと思います。

特にありません

参考になる事項が沢山あり、分かり易い説明で参考になりました。

今日のことを生かしていきたいです。ありがとうございました。

地域に合ったインバウンドを話し合い内容を作って行きたい。

分かり易いセミナーをしたい。

組合員の方々が外国人客に対して、苦手意識を持たない様に少しでも普通に対応出来るヒントになる講習セミナーをやりたいと思います。

観光地での海外の方の料金、地方に住まれて働いている海外の方の料金に対する温度差があると思うので、そのあたりの解決方法を考慮していきたい。

自分のサロンでの取組も踏まえて想像した場合、トラブルの対処が心配です。

先生のお話も楽しく、ためになる研修になりました。外国からのお客様に対して楽しんで理容を体験してもらいたいと思います。ありがとうございました。

インバウンド対応のツールがあれば提供して欲しい。

吉岡先生のリアル体験+型によりフェードカットは分かりやすく組合さんの興味がわくように伝えていきたいと思います。インバウンドだけではなく最低賃金値上げをしっかりと行きたいと思います。

インバウンド（旅行者）は少なく労働者として研修者として住んでいる人はここ最近増えているのでセミナーを参考にします。

大分にはインバウンドチャンスの地域があるのでしっかり今回の内容を伝えて自分自身もいろいろなチャンスを考えたいと思いました。

正直、首都圏と地方の温度差があると思います。今回のセミナーをどの様に理解していただけるか悩ましいですけど先生らの努力を無駄にしない様に頑張ります。

対応の仕方を伝え苦手感を無くしたい。

資料4

健生発 0326 第 1 号
令和 8 年 3 月 26 日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

出張理容・出張美容に関する衛生管理要領の一部改正について

出張理容・出張美容については「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」（平成 19 年 10 月 4 日付け健発第 1004002 号厚生労働省健康局長通知の別添。以下「衛生管理要領」という。）等に基づき、衛生管理の指導に当たっていただいておりますが、今般、衛生管理要領を別紙のとおり改正し、令和 8 年 3 月 26 日より適用することといたしましたので、改正の内容について十分御了知の上、適切な運用を図っていただくとともに、貴管下事業者等に対する周知及び指導等に遺漏なきようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

○出張美容・出張美容に関する衛生管理要領 新旧対照表

		改 正 後	改 正 前
(傍線部分が改正箇所)			
<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 衛生的取扱い等 1～13 (略)</p> <p>14 感染症、感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者を扱う場合には、マスク、手袋等予め防護措置をとること。また、このような者を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。器具等の消毒については、感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き（令和4年3月11日健感発第0311第8号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）等を参考にすること。</p> <p>15 (略)</p> <p>第6 (略)</p> <p>第7 自主管理体制 1～2 (略)</p> <p>3 免許証等の持参・提示 出張美容・出張美容を行う際には、理容師又は美容師であることを証明するもの（免許証の本証又は写し）を持参し、利用者等から求めがあった場合にはそれを提示すること。</p>	<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 衛生的取扱い等 1～13 (略)</p> <p>14 感染症、感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者を扱う場合には、マスク、手袋等予め防護措置をとること。また、このような者を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。器具等の消毒については、感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き（平成16年1月30日健感発第0130001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）等を参考にすること。</p> <p>15 (略)</p> <p>第6 (略)</p> <p>第7 自主管理体制 1～2 (略)</p> <p>(新設)</p>		

(別添)

出張理容・出張美容に関する衛生管理要領

第1 目的

この要領は、出張理容・出張美容に関する作業環境、携行品等の衛生的管理及び消毒並びに従業者の健康管理等の措置により出張理容・出張美容に関する衛生の確保及び向上を図ることを目的とする。

第2 作業環境

- 1 不特定多数が利用する施設等において出張理容・出張美容を行う場合には、作業及び衛生保持に支障を来さないよう、不特定多数が出入りする場所から区分された専用の作業室などにおいて行うことが望ましいこと。
- 2 作業場の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用した構造が望ましいこと。これによらない場合は、ビニールなど不浸透性材料のシートの上で作業を行うこと。
- 3 作業場内は、不必要な物品等が近くにないところが望ましいこと。
- 4 作業場内の採光、照明及び換気を十分にすること。

第3 携行品等

出張理容・出張美容を行う際には、次の器具等を携行すること。

- 1 洗浄及び消毒済みのはさみ等の理容器具・美容器具と、これらを衛生的かつ安全に収納できるもの
- 2 使用済みのはさみ等の理容器具・美容器具を、安全に収納できるもの
- 3 消毒された布片類・タオルと、これらを衛生的に収納できるもの
- 4 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料
- 5 手洗いに必要な石ケン、消毒液等

第4 管理

- 1 作業環境の管理
 - (1) 作業場内には、みだりに犬（身体障害者補助犬を除く。）、猫等の動物を入れないこと。
 - (2) 作業終了後は、作業場の清掃を十分行い、清潔にすること。
- 2 携行品等の管理
 - (1) 洗浄及び消毒済みの器具類等は、使用済みのものと区別して、収納ケ

ース等に保管すること。

- (2) 使用済みのかみそり（頭髪のカットのみの用途（レーザーカット）に使用するかみそりを除く。以下同じ。）及びかみそり以外の器具で、血液の付着しているもの又はその疑いのあるものは、それ以外の使用済みの器具と区別して、丈夫な容器に保管し、適切な処置を行うこと。取扱いの際は、器具の突き刺し事故に注意すること。

3 従業員の管理

営業者は、常に従業員の健康管理に注意し、従業員が感染症、感染性の皮膚疾患にかかったときは、当該従業員を作業に従事させないこと。

第5 衛生的取扱い等

- 1 作業室には、施術中の客及び介助者以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- 2 作業中、従業員は清潔な外衣（白色又はこれに近い色で汚れが目立ちやすいもの）を着用し、顔面作業時には清潔なマスクを着用すること。
- 3 従業員は、常につめを短く切り、客1人ごとの作業前及び作業後には手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと。
- 4 作業場においては、喫煙及び食事をしないこと。
- 5 皮膚に接する器具類は、客1人ごとに消毒した清潔なものを使用すること。
- 6 皮膚に接する器具類は、使用後に洗浄し、消毒すること。
- 7 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、客1人ごとに取り替えること。
- 8 使用後の布片類は、他のものと区別して収納すること。帰宅後、洗剤等を使用して温湯で洗浄することが望ましいこと。
- 9 蒸しタオルは消毒済みのものを使用すること。
- 10 客用の被布は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。
- 11 作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は、客1人ごとに清掃すること。
- 12 毛髪等の廃棄物は、ふた付きの専用容器や丈夫な袋などに入れ、適正に処理すること。
- 13 皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、客1人ごとに取り替

え又は洗浄し、常に清潔にすること。

- 14 感染症、感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者を扱う場合には、マスク、手袋等予め防護措置をとること。また、このような者を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。器具等の消毒については、感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き（令和4年3月11日健感発第0311第8号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）等を参考にすること。
- 15 パーマネントウエーブ用剤、染毛剤等の使用に当たっては、医薬部外品及び化粧品として、薬事法による承認を受けたものを適正に使用し、その安全衛生に十分留意すること。また、使用によってアンモニア等のガスが発生する場合には、特に排気に留意すること。

第6 消毒

理容所及び美容所における衛生管理要領（昭和56年6月1日付け環指第95号厚生省環境衛生局長通知）に準じること。

第7 自主管理体制

1 衛生管理責任者の設置

理容師法第11条の4第1項又は美容師法第12条の3第1項の規定に該当しない営業者が出張理容・出張美容を行う場合において、常時2人以上の理容師又は美容師を出張理容・出張美容に従事させる場合には、事務所等の設備、器具等の衛生の点検管理、従業員の感染症罹患の有無の確認、従業員の衛生教育等を行う衛生管理責任者として、理容師法第11条の4第2項の規定に基づく管理理容師又は美容師法第12条の3第2項の規定に基づく管理美容師の資格を有する者を置くことが適当であること。

2 衛生管理要領の作成及び周知

営業者又は衛生管理責任者は、出張理容・出張美容に係る作業環境や取扱い等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従業員に周知徹底すること。

3 免許証等の持参・提示

出張理容・出張美容を行う際には、理容師又は美容師であることを証明するもの（免許証の本証又は写し）を持参し、利用者等から求めがあった場合にはそれを提示すること。

健生衛発 0326 第 1 号
令和 8 年 3 月 26 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長
(公 印 省 略)

理容師法施行令第 4 条第 1 号及び美容師法施行令第 4 条第 1 号に基づく
出張理容・出張美容の対象等について（一部改正）

標記については、平成 28 年 3 月 24 日付け生食衛発 0324 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知（以下「課長通知」という。）において、理容所又は美容所以外の場所で理容又は美容の業務を行うこと（以下「出張理容・出張美容」という。）の対象を整理し、周知を行ったところです。

今般、出張理容・出張美容を行うことができる場合として、理容師法施行令（昭和 28 年政令第 232 号）第 4 条第 1 号及び美容師法施行令（昭和 32 年政令第 277 号）第 4 条第 1 号に規定する「疾病その他の理由により、理容所（美容所）に来ることができない者」に該当すると考えられる者等について、別紙のとおり課長通知を改正することとしましたので、内容を十分御了知の上、適切な運用を図っていただくとともに、貴管下事業者等に対する周知及び指導等に遺漏なきようお願いいたします。

○理容師法施行令第4条第1号及び美容師法施行令第4条第1号に基づく出張理容・出張美容の対象等について 新旧対照表

(傍線部分が改正箇所)

改正後	改正前
<p>1 理容師法施行令第4条第1号及び美容師法施行令第4条第1号には次のような者が該当すると考えられること。</p> <p>(1) 疾病の状態にある場合のほか、骨折、認知症、障害、障害、寝たきり等の要介護状態にある等の状態にある者であって、その状態の程度や生活環境に鑑み、社会通念上、理容所又は美容所に来ることが困難であると認められるもの</p> <p>(2) 自宅等において、常時、家族である乳幼児の育児又は重度の要介護状態にある高齢者等の介護を行っている者であって、その他の家族の援助や行政等による育児又は介護サービスを利用することが困難であり、仮に、自宅等に育児又は介護を受けている家族を残して理容所又は美容所に行った場合には、当該家族の安全性を確保することが困難になると認められるもの</p> <p>2 理容師法施行令第4条第2号及び美容師法施行令第4条第2号には、演劇、演芸、テレビに出演する者等に対して、その出演の直前に施術を行うことが必要と認められるものも該当すると考えられること。</p>	<p>1 理容師法施行令第4条第1号及び美容師法施行令第4条第1号には次のような者が該当すると考えられること。</p> <p>(1) 疾病の状態にある場合のほか、骨折、認知症、障害、寝たきり等の要介護状態にある等の状態にある者であって、その状態の程度や生活環境に鑑み、社会通念上、理容所又は美容所に来ることが困難であると認められるもの</p> <p>(2) 自宅等において、常時、家族である乳幼児の育児又は重度の要介護状態にある高齢者等の介護を行っている者であって、その他の家族の援助や行政等による育児又は介護サービスを利用することが困難であり、仮に、自宅等に育児又は介護を受けている家族を残して理容所又は美容所に行った場合には、当該家族の安全性を確保することが困難になると認められるもの</p> <p>なお、理容師法施行令第4条第3号及び美容師法施行令第4条第3号においては、出張理容・出張美容を行うことができる場合として、「都道府県等が条例で定める場合」を規定しており、当該規定に基づき、地域の実情等に応じて、上記以外の場合を対象にすることを妨げるものではないが、理容又は美容の業を行う場合、理容師法（昭和22年法律第234号）第6条の2及び美容師法（昭和32年法律第163号）第7条に基づき、原則として理容所又は美容所で行わなければならないとされている趣旨を十分に踏まえること。</p> <p>(新設)</p>

<p>3 出張美容・出張美容の実施に当たっては、以下の点留意すること。</p> <p>(1) <u>理容師法施行令第4条第3号及び美容師法施行令第4条第3号</u>においては、出張美容・出張美容を行うことができる場合として、「都道府県等が条例で定める場合」を規定しており、当該規定に基づき、地域の実情等に応じて、上記以外の場合を対象にすることを妨げるものではないが、理容又は美容の業を行う場合、<u>理容師法（昭和22年法律第234号）第6条の2及び美容師法（昭和32年法律第163号）第7条に基づき、原則として理容所又は美容所で行わなければならないとされている趣旨を十分に踏まえること。</u></p> <p>(2) <u>出張美容・出張美容の実施に当たっては、出張美容・出張美容の衛生を確保するため、「出張美容・出張美容に関する衛生管理要領」（平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知の別添）（以下、「衛生管理要領の別添」）に示す作業環境、携行品等の衛生管理及び消毒等を遵守することを求めている。都道府県等におかれては、衛生管理の指導に当たっての指針として活用し、条例又は要綱等を制定するなどにより、引き続き、その適切な運用に努めること。</u>また、今般、出張美容・出張美容を行う際には、理容師又は美容師であることを証明するもの（免許証の本証又は写し）を持参し、利用者等から求めがあった場合にはそれを提示することが追加されたので留意すること。</p> <p>(3)、(4) (略)</p>	<p>2 出張美容・出張美容の実施に当たっては、以下の点に留意すること。 (新設)</p> <p>(1) <u>出張美容・出張美容の実施に当たっては、出張美容・出張美容の衛生を確保するため、「出張美容・出張美容に関する衛生管理要領」（平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知の別添）（以下、「衛生管理要領の別添」）を衛生管理の指導に当たっての指針として活用し、条例又は要綱等を制定するなどにより、引き続き、その適切な運用に努めること。</u></p> <p>(2)、(3) (略)</p>
---	--

生食衛発 0324 第 1 号
平成 28 年 3 月 24 日
一部改正令和 8 年 3 月 26 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部生活衛生課長
（公印省略）

理容師法施行令第 4 条第 1 号及び美容師法施行令第 4 条第 1 号に基づく
出張理容・出張美容の対象等について

理容所又は美容所以外の場所で理容又は美容の業務を行うこと（以下「出張理容・出張美容」という。）については、規制改革実施計画（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）において、「現行の「疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者」の判断基準を明確化し、該当事例も含めて地方公共団体に周知徹底する。」とともに、「疾病その他の理由により、理容所、美容所に来ることができない者」の対象範囲の拡大について、利用者ニーズ等を踏まえ検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。」とされたところ です。

今般、同計画を踏まえ、出張理容・出張美容を行うことができる場合として、理容師法施行令（昭和 28 年政令第 232 号）第 4 条第 1 号及び美容師法施行令（昭和 32 年政令第 277 号）第 4 条第 1 号に規定する「疾病その他の理由により、理容所（美容所）に来ることができない者等に該当すると考えられる者について、下記のとおり整理しましたので、下記内容を十分御了知の上、適切な運用を図っていただくとともに、貴管下事業者等に対する周知及び指導等に遺漏なきようお願いいたします。

記

- 1 理容師法施行令第4条第1号及び美容師法施行令第4条第1号には次のような者が該当すると考えられること。
 - (1) 疾病の状態にある場合のほか、骨折、認知症、障害、寝たきり等の要介護状態にある等の状態にある者であって、その状態の程度や生活環境に鑑み、社会通念上、理容所又は美容所に来ることが困難であると認められるもの
 - (2) 自宅等において、常時、家族である乳幼児の育児又は重度の要介護状態にある高齢者等の介護を行っている者であって、その他の家族の援助や行政等による育児又は介護サービスを利用することが困難であり、仮に、自宅等に育児又は介護を受けている家族を残して理容所又は美容所に行った場合には、当該家族の安全性を確保することが困難になると認められるもの

- 2 理容師法施行令第4条第2号及び美容師法施行令第4条第2号には、演劇、演芸、テレビに出演する者等に対して、その出演の直前に施術を行うことが必要と認められるものも該当すると考えられること。

- 3 出張理容・出張美容の実施に当たっては、以下の点に留意すること。
 - (1) 理容師法施行令第4条第3号及び美容師法施行令第4条第3号においては、出張理容・出張美容を行うことができる場合として、「都道府県等が条例で定める場合」を規定しており、当該規定に基づき、地域の実情等に応じて、上記以外の場合を対象にすることを妨げるものではないが、理容又は美容の業を行う場合、理容師法（昭和22年法律第234号）第6条の2及び美容師法（昭和32年法律第163号）第7条に基づき、原則として理容所又は美容所で行わなければならないとされている趣旨を十分に踏まえること。
 - (2) 出張理容・出張美容の実施に当たっては、出張理容・出張美容の衛生を確保するため、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」（平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知の別添）（以下、「衛生管理要領の別添」）に示す作業環境、携行品等の衛生管理及び消毒等を遵守することを求めている。都道府県等におかれては、衛生管理の指導に当たっての指針として活用し、条例又は要綱等を制定するなどにより、引き続き、その適切な運用に努めること。また、今般、出張理容・出張美容を行う際には、理容師又は美容師であることを証明するもの（免許証の本証又は写し）を持参し、利用者等から求めがあった場合にはそれを提示することが追加されたので留意すること。
 - (3) 出張理容・出張美容の対象とならない者に対して、出張理容・出張美容を行うことは、理容師法又は美容師法違反となるものであり、そのような行為が行われることのないよう、出張理容・出張美容の実施状況等について把握に努め、仮に法律違反の行為を把握した場合には、厳正に対処すること。
 - (4) 1(2)に示した者に対し、出張理容・出張美容を行う場合にあっては、施術を受ける者の監護下にある者に事故等が生じないよう留意すること。

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 26 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 生活衛生担当課 御中

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

理容師法施行令第 4 条第 1 号及び美容師法施行令第 4 条第 1 号に基づく
出張理容・出張美容の対象について（改定）

標記については、平成 28 年 3 月 24 日付け生食衛発 0 3 2 4 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知（令和 8 年 3 月 26 日一部改正）において考え方を示したところですが、同通知に基づく出張理容・出張美容の対象範囲に係る運用上の疑義について、下記のとおり Q & A を改定したので、内容を御了知の上、適切な運用を図っていただくとともに、貴管下事業者等に対する周知及び指導等に遺漏なきようお願いいたします。

記

項目 1 の表現を適正化
項目 2 及び 5 の考え方を明確化するため追加

以上

	通知該当部分	問	答
1	1, 柱書き	「次のような者が該当すると考えられること」とあるが、今回の通知の対象に含まれない場合は、条例で定めない限り、出張理容・出張美容の対象にならないと理解してよいか。	そのとおり。なお、令和8年3月26日付事務連絡において、当該通知における例示の解釈を一部見直している。
2	1(1)	「要介護状態にある等」の「等」は何を指すのか。	例えば、入所施設にいる場合や疾病・障害等のため、理容所・美容所において施術を完了することが困難な者、外出困難な妊婦、精神的・心理的理由等により外出が困難な者(ひきこもり等)などが考えられる。 また、常時対応が求められる等の業務や勤務環境で、理容所・美容所の営業時間中に外出する時間の確保が困難である場合も考えられる。
3	1(1)	「その状態の程度や生活環境に鑑み」とあるが、具体的にどのようなことを想定しているのか。例えば、片足骨折の状態であるが松葉杖を使用して歩くことができ、近距離のタクシーを利用して理容所・美容所に来ることができる場合や、両足骨折の状態であるが同居している家族が運転する自動車により理容所・美容所に来ることができる場合は、出張理容・出張美容は認められないのか。	「その状態の程度」とは、例えば、骨折の場合であれば骨折の程度のことであり、「生活環境」とは、例えば、家族等からの援助の得やすさや移動手段の確保のしやすさ等のことである。 出張理容・出張美容が認められるか否かについては、「その状態の程度」や「生活環境」を総合的に勘案し、個別具体的な事情に照らして判断されたい。 なお、一般的には、骨折の状態であっても、タクシー等により日常的に外出しており、その行動範囲の中に通常利用している理容所又は美容所がある場合は、理容所又は美容所に来ることが困難であるとは認められないと考えられる。 両足骨折の場合については、一般的には、自ら外出することは困難であり、仮に、家族の助けを借りたとしても理容所又は美容所に来ることは容易ではないと考えられることから、理容所又は美容所に来ることが困難であると考えられるが、同居している家族が運転する自動車により理容所・美容所に来ることができ、それが困難であるとは認められない場合には、出張理容・出張美容は認められない。
4	1(2)	「自宅等」の「等」は何を指すのか。	自宅以外であっても、生活の本拠であると認められる場所を指すものである。
5	1(2)	「常時、～略～介護を行っている者」とあるが、仕事をしながら育児や介護を行っている場合は含まれないのか。	家族等の育児や介護に加え、時間的に拘束される業務を行っている、外出する時間の確保が困難である場合には対象となり得る。
6	1(2)	「家族である乳幼児の育児又は重度の要介護状態にある高齢者等の介護を行っている者」とあるが、この場合の「家族」とはどの範囲までをいうのか。	個別具体的な事情に照らして判断すべきものであるが、一般には乳幼児の育児や高齢者の介護を担っている同居の家族は該当する。

7	1(2)	「乳幼児」とあるが、保育園や幼稚園の年長児も含まれるのか。他方、小学生は含まれないのか。	乳幼児は一般に保護者等による保護の必要性が高いと考えられるが、発達の個人差も大きいと考えられることから、保育園や幼稚園の年長児の場合、その発達状況に応じて判断することが必要である。ただし、幼稚園の就園児については、通常、登園中には理容所・美容所に来ることが可能と考えられる。 他方、小学生については、一般に常時保護者の監護下におく必要性はないと考えられるが、重度の障害を有する等により「重度の要介護状態にある高齢者等」に該当すると考えられる場合には、対象となり得る。
8	1(2)	「重度の要介護状態」とあるが、これは介護保険制度における要介護状態のことを指すのか否か。また、「重度」とはどの程度のことをいうのか。	「要介護状態」とは、介護保険制度における認定を受けている場合に限定したものではない。また、「重度」については、「当該家族の安全性を確保することが困難になると認められる」かどうかも考慮して判断されるものである。
9	1(2)	「高齢者等」の「等」は何を指すのか。	障害者等の常時介護が必要となる者が考えられる。
10	1(2)	「その他の家族の援助や行政等による育児又は介護サービスを利用する」というのは、例えば、現状において訪問介護サービス等の契約を行っていないが、契約を締結すればサービスを利用できる状態にある場合も含むのか。	該当するかどうかは、「サービスを利用することが困難」と認められるかどうかであり、訪問介護サービス等のサービスを利用することが困難と認められるかどうかについて、利用可能なサービスの有無や経済的な事情なども含め、個別具体的な事情に照らして判断されるべきものである。
11	1(2)	「当該家族の安全性を確保することが困難」とは、具体的にはどういう状態を想定しているのか。	育児中の乳幼児又は介護を受けている高齢者等を一人で家に残した場合に、当該乳幼児・高齢者等の生命、身体の安全性を確保することが困難となるような場合を想定している。 したがって、例えば要介護の状態であっても心身の状態が安定しており、数時間であれば一人で過ごせるような場合は、これには当たらない。
12	1(2)	「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」の第5の1で「作業室には、施術中の客及び介助者以外の者をみだりに出入りさせないこと」とされていることとの関係はどのように考えれば良いか。	本通知1(2)に該当するとして出張理容・出張美容を行う場合においても、衛生の確保という衛生管理要領の趣旨から、育児等の対象者が施術室に出入りすることは適切ではない。 ただし、施術環境として適切な衛生措置が講じられた上で、柵付きのベッド等により乳幼児自らが柵の外に出られない等の安全上の措置が講じられた場合は、この限りではない。

厚生衛発0326第2号
令和8年3月26日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長
(公 印 省 略)

出張理容・出張美容に関する条例等の制定状況等について（情報提供）

出張理容・出張美容については、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」（平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知。以下「要領」という。）、「出張理容・出張美容に関する条例等の制定状況等について（情報提供）」（令和3年12月27日付け薬生衛発1227第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知。以下「課長通知」という。）等をお示しし、ご対応いただいているところですが、今般、当課において、都道府県等（保健所を設置する市又は特別区を含む。以下同じ。）における出張理容・出張美容に関する条例等の制定状況を別添のとおりとりまとめましたので、情報提供いたします。

都道府県等によっては、条例又は要綱等において出張理容・出張美容の実施主体を理容所又は美容所に限定していない場合や都道府県知事（保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）への届出・承認の規定を設けていない場合もあるものと承知していますが、これまでも要領や課長通知でお示ししているとおり、他の都道府県等の条例等の例を参考にして条例又は要綱等を制定するなどにより、出張理容・出張美容を行う者に対して衛生の確保のための指導等を行っていただくようお願いします。

併せて、理容所又は美容所の開設者（当該理容所又は美容所に所属する理容師又は美容師を含む。）であれば、都道府県等が理容師法（昭和23年法律第234号）又は美容師法（昭和32年法律第163号）に基づき、所要の指導等を行うことができる枠組みが存在していることから、出張理容・出張美容の実施主体として適切であると考えられる旨申し添えます。

1. 調査概要

○ 今般、政令で定める「特別の事業がある場合」の以下の判断基準について、各都道府県等の取組み状況を把握するため、条例等の制定状況にかかわる調査を実施。調査対象は157自治体（都道府県、保健所設置市、特別区）。

- I 病気・障害・認知症・寝たきりなどの理由で来所困難な者
- II 介護や育児で来所困難な者
- III その他、条例で定めがある場合

2. 調査結果

○その他、条例で定めがある場合

I. 病気・障害・認知症・寝たきりなどの理由で来所困難な者

- ・ 社会福祉施設（その他これらに類する施設）の入所者 （141）
- ・ 障害者手帳の交付を受けている者 （2）
- ・ 病院及び診療所の入院患者 （1）
- ・ 障害や介護の通所事業者の通所者、特別支援学校の通学者 【知事等が特別な事情があると認めるとき】
- ・ 児童養護施設等を利用する（精神的・心理的な問題がある）児童 【知事等が特別な事情があると認めるとき】
- ・ 貧困等の理由により孤立・孤独で不安を抱える女性 【知事等が特別な事情があると認めるとき】
- ・ 認知症や記憶・意識障害等のため美容所の椅子にじっと座っていることができない者（理美容所において、施術を完了することが困難な者又は営業に支障を及ぼす可能性がある者） 【内規等】
- ・ 妊婦 【内規等】
- ・ 引きこもりや児童相談所の児童が精神的な理由等 【内規等】

II. 介護や育児で来所困難な者

- ・ 病院に入院しているがん患者の家族 （1）

III. その他

1) 物理的に外出が困難な場合

- ・ 刑事収容施設の被収容者や被留置者 （58）
- ・ 停泊中の船舶の船員で上陸できない者 （20）
- ・ 出入国管理及び難民認定法に基づく入収容施設 （1）

2) 地理的環境で外出が困難な場合

- ・ 付近に理美容所のないへき地 （34）
- ・ 家族や地域社会の協力などによる移動手段を確保できない 【知事等が特別な事情があると認めるとき】

3) イベント等

- ・ 演劇、演芸等に出演する者（出演直前） （91）

- ・ 知事が衛生上の確保がされていると個別に判断する単発の営利目的ではないイベントでヘアセットされる者 【知事等が特別な事情があると認めるとき】

4) 災害

- ・ 災害等の発生により避難所に避難している者 （27）

資料5

パンデミック対応衛生消毒2025セミナー実施状況

令和8年3月31日現在

県名	実施支部数	受講者数	県名	実施支部数	受講者数	県名	実施支部数	受講者数
北海道	22	485 (8)	長野	19	567 (0)	山口	18	271 (4)
青森	12	261 (1)	静岡	25	981 (5)	島根	0	0 (0)
秋田	14	317 (0)	愛知	17	507 (0)	鳥取	12	97 (1)
山形	13	396 (0)	岐阜	19	495 (0)	香川	16	112 (0)
岩手	8	187 (0)	三重	18	525 (0)	徳島	14	17 (0)
宮城	23	440 (0)	石川	3	114 (0)	愛媛	15	106 (0)
福島	26	551 (4)	富山	26	242 (0)	高知	3	83 (0)
群馬	12	552 (0)	福井	4	207 (0)	福岡	3	49 (0)
栃木	6	138 (0)	大阪	17	442 (0)	熊本	18	226 (17)
新潟	25	779 (0)	京都	13	171 (0)	鹿児島	4	48 (6)
茨城	17	543 (0)	滋賀	17	192 (0)	佐賀	10	241 (0)
千葉	21	889 (0)	奈良	1	83 (0)	長崎	19	237 (0)
神奈川	22	778 (0)	和歌山	6	70 (0)	大分	9	98 (0)
埼玉	31	886 (0)	兵庫	30	440 (14)	宮崎	7	202 (0)
山梨	8	98 (0)	岡山	13	314 (5)	沖縄	1	75 (35)
東京	5	274 (0)	広島	12	217 (0)	合計	654	15,003 (100)

注1. 受講者数欄の下段()内は受講者数のうちの組合未加入店からの人数。

注2. 県一括で開催している組合有。支部数の中には、教支部での合同開催を含む。

講習会のテーマ(回答は複数回答)

衛生・消毒法	574支部	87.8%
コロナウイルス・パンデミック対応	76支部	11.6%
結核、感染症(麻疹・風疹・インフルエンザ等)	263支部	40.2%
訪問理容	103支部	15.7%
アタマジラミ	22支部	3.4%
ゲートキーパー	31支部	4.7%
法令(理容師法等)	63支部	9.6%
防災	32支部	4.9%
その他(健康管理、各種届出等)	240支部	36.7%

資料7

2026 アジアカップの成績および理容日本代表選手の結果について

世界理容美容機構（OMC）主催の2026 アジアカップが、2026年3月10～11日の2日間、韓国・大田市の国際見本市会場「テジョンコンベンションセンター」で開催され、理容日本代表チームは、シニア部門団体戦のコマーシャルカテゴリーで銀メダルを獲得しました。個人ではコマーシャルカットで渡利勇太選手が金メダル、平田光政選手が銅メダルを獲得しました。

今大会の出場国数は14の国および地域で、出場選手数（理容美容・モデル含む延べ数）は約200名でした。（日本選手の出場総数は7名）

また、濱野雄一全理連中央講師（東京都）が日本代表審査委員を務めました。

理容日本代表選手の成績結果は下記のとおりです。

記

【理容シニア部門】

■コマーシャルカテゴリー

出場選手：

渡利勇太（北海道）・千葉達彦（埼玉）・佐々木彩瑛（東京都）・平田光政（熊本）

（団体総合） ※4カ国

1位 モンゴル 2位 日本（渡利・佐々木・平田） 3位 中国

第1競技 コマーシャルカット（5カ国・19名）

1位 渡利勇太（北海道） 2位 モンゴル 3位 平田光政（熊本）
4位 モンゴル 5位 千葉達彦（埼玉） 6位 モンゴル
6位 佐々木彩瑛（東京）

第2競技 クリエイティブフェードカット（6カ国・24名）

1位 モンゴル 2位 モンゴル 3位 モンゴル
4位 モンゴル 5位 モンゴル 6位 アルゼンチン
7位 佐々木彩瑛（東京） 11位 平田光政（熊本） 12位 渡利勇太（北海道）
12位 千葉達彦（埼玉）

【個人戦出場】

●「カーリーカット」（7カ国・18名）

出場選手：仲山恵三（静岡）

1位 モンゴル 2位 モンゴル 3位 ウクライナ
4位 モンゴル 5位 プエルトリコ 6位 プエルトリコ
14位 仲山恵三（静岡）

●「ストリートカット」（7カ国・19名）

出場選手：田中穰（北海道）、水島稔郎（静岡）

1位 プエルトリコ 2位 プエルトリコ 3位 モンゴル
4位 ウクライナ 5位 中国 6位 中国
10位 田中穰（北海道） 14位 水島稔郎（静岡）

資料8

2026年地球温暖化防止対策

全理連対応20周年記念企画の作品募集および審査結果について

- 一、「クールビズ・アニメーションヘア」
- 二、「クールビズ・アニメーションヘアデザイン画」

上記の一、二の募集結果について、下記のとおり選考いたしましたのでご報告申し上げます。

1. 募集期間：2月1日～3月31日
 2. 応募作品数：アニメーションヘア（ペア）39点（日本37点、海外2点）
 〃 （メンズ）17点（日本14点、海外3点）
 〃 （レディス）11点（日本5点、海外6点）
 ：アニメーションヘアデザイン画23点（日本22点、海外1点）
 3. 審査日：4月14日（火）午前10時
 4. 審査委員長：吉田広信 HAL東京 教務部 次長
 審査委員：大森利夫理事長
 〃 寺園洋行副理事長
 〃 早川幹夫副理事長
 〃 湊 正美副理事長
 〃 北地一行文化広報委員長
 オブザーバー委員：郡司正憲 環境省 地球環境局デコ活応援隊 隊長補佐
 〃 岩尾素光 環境省 地球環境局デコ活応援隊 隊長補佐
 〃 山内里美 環境省 地球環境局デコ活応援隊 隊士
 5. 記者発表：5月20日（水）午前11時（予定）
 6. 入賞者
- (1)「クールビズ・アニメーションヘア」

最優秀賞



武山春輝（東京都）

入選



勝田剛光 (静岡県)



庄司俊也 (山形県)



根津英和 (京都府)



Nguyen Ngoc (ベトナム)



吉平健太 (徳島県)

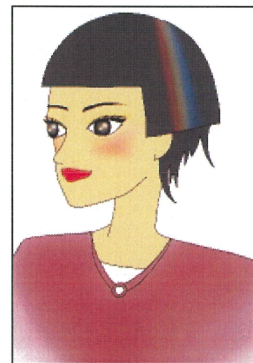
(2) 「クールビズ・アニメーションヘアデザイン画」

最優秀賞



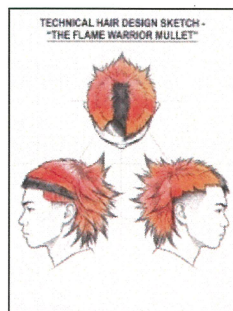
辻純子 (滋賀県)

優秀賞



本田良子 (石川県)

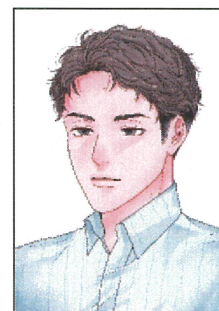
入選



Dancel Dearos (フィリピン)



高橋愛瑠 (富山県)



安田夏海 (滋賀県)

※入賞者には賞状と副賞を贈呈いたします。

なお、両部門の最優秀賞者には環境大臣賞の授与(予定)があります。(敬称略)

資料9

関係団体の各種会議について

令和8年2月25日～4月14日

公益財団法人 理容師美容師試験研修センター

◎第36回理事会

日 時 令和7年3月12日(木) 午前10時

場 所 理容師美容師試験研修センター会議室

議 題 1. 理事長挨拶・代表理事の職務執行状況の報告

2. 議案

第1号議案 令和7年度収支補正予算(案)について

第2号議案 令和8年度事業計画(案)について

第3号議案 令和8年度収支予算(案)並びに資金調達及び設備投資見込み(案)について

第4号議案 令和8年度会計監査人の報酬額の決定について

第5号議案 公益財団法人理容師美容師試験研修センター職員給与規程等の一部改正について

第6号議案 第14回評議員会の開催について

報告事項 受験料の改定について

(概要)

- ・(職務執行状況報告) 令和8年2月末までの職務執行状況が報告された。
- ・(第1号議案) 令和7年度補正予算について、オンラインシステム開発規模の増大、休業等職員への対応、通信運搬費等に必要な増額をし、この経費は既定経費の不用額及び遊休財産をもって充当することが了承された。
- ・(第2号・第3号議案) 令和8年度事業計画案(試験事業、免許登録事業、指定講習会事業、法人管理運営事業)並びに経常収益計12億5,563万1,000円、経常費用計13億3,287万1,000円の収支予算案を了承。また設備投資見込み案では、オンラインシステムの追加開発等に2億4,700万円の支出を予定していることが報告され了承された。なお、管理理容師・管理美容師資格認定講習会のオンライン化は、令和9年度から実施予定で、検討及びシステム構築が行われる。
- ・(第4号議案) 令和8年度会計監査人の報酬額について、令和7年度と同額の374万円とすることが了承された。
- ・(第5号議案) 給与法(一般職の職員の給与に関する法律)の改正に伴い、

同センターの「職員給与規程」および「諸手当の支給要件及び支給額等に関する規程」を改めることが了承された。

- ・(第6号議案) 第14回評議員会を令和8年6月26日(金)午前10時30分から開催することが了承された。
- ・(報告事項) 理容師試験の受験手数料額は、筆記試験・実技試験ともに12,500円とされているが、令和8年4月より筆記試験は15,900円、実技試験は18,800円に改めること、また、それに伴う試験センターの収支は、オンラインシステムの減価償却が終了する令和12年度までは赤字が続き、以降黒字に転ずる見通しであることが報告された。

◎第34回通常理事会

日 時 令和8年3月12日(木) 午後3時

場 所 日本理容美容教育センター 6階講堂

議 事 (1)協議事項

第1号議案 令和8年度事業計画(案)に関する件

第2号議案 令和8年度予算(案)に関する件

第3号議案 普通社員の入社(案)に関する件

第4号議案 組織規程の改正(案)に関する件

第5号議案 理事長表彰(案)に関する件

第6号議案 令和8年度定時社員総会・通常理事会日程(案)に関する件

(2)報告事項

①教科書の透かし編集不可加工等について

②教科書代金及び教員資格認定研修会等受講料の一部価格について

- (概 要)
- ・(第1号議案・第2号議案) 令和8年度事業計画案(通信教育事業、教科書編纂、教員資格認定研修会・教職員研修会、エステティック等認定制度、全国学生技術大会(第18回大会は令和8年11月11日に岡山市で開催予定)、産学連携事業、技術講習会事業、機関誌発行等の実施等)並びに経常収益合計16億2,263万9,000円、経常費用合計14億1,904万6,000円の予算案を了承。資金調達については当期中の借り入れ予定がないこと、設備投資見込み案では情報システム改修・取得、什器備品取得に1億139万円、および学生大会に3億円を予定していることが報告された。
 - ・(第3号議案) 新設3校(理容1・美容2)の入社が了承された。7年度中の退社はなく、8年4月1日の社員校数は260校となる見込み。
 - ・(第4号議案) 事務局業務部に通信教育課を新設し、それに伴い規程を整理することが了承された。
 - ・(第5号議案) 令和7年度理事長表彰候補者31名(社員・理事長等2名、教職員29名)を了承。
 - ・(第6号議案) 令和8年度に開催予定の通常理事会、定時社員総会等の日程が了承された。
 - ・(報告事項①) 養成施設用の見本としてセンターウェブに掲載している報告

課題の PDF データに「無断転載・複写厳禁」等の透かし文字を追加し、透かしを取り除く等の編集ができないように加工する。

- ・（報告事項②）理事会等では書面で示されていなかった、8年度以降の社員校以外（一般）向け教科書価格、教員資格認定研修会受講料等が示された。

◎第38回理事会

日 時 令和8年3月17日(火) 午前10時30分

場 所 航空会館ビジネスフォーラム 502号室

議 題 決議事項

第1号議案 「2026年度予算書等の承認」の件

第2号議案 「基本財産の取り崩し」の件

第3号議案 「規程の新設の件」

第4号議案 「技能検定創設に関する関連業種への説明」の件

第5号議案 「常務理事選定」の件

報告事項

2025年度第2回職務の執行状況報告

その他

- (概 要)
- ・(第1号議案) 2026年度事業計画(財団運営及び事業の推進に必要な会議等、エステティックに関する調査研究、業務の適正化及び技能向上のための研修等に関する公益目的事業、その他)に基づき編成された総額2,153万4,000円の予算案が了承された。2026年度はエステティックの「カウンセリング力」を中核とした検定制度の構築を検討。エステティック学術会議は医師等技術者の専門家を招へいし、技術動向等に関する講義を行う予定。
 - ・(第2号議案) 第1号議案(2026年度予算案)で提案のあった、基本財産1億3,000万円から1,000万円を取崩して通常経費に組み入れることが了承された。
 - ・(第3号議案) 「常務理事連絡会議運用規定」「委員会運用規定」が新設された。
 - ・(第4号議案) エステティック分野における技能検定制度構築の検討について、関連する公益社団法人日本皮膚科学会、公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会等7団体に説明の文書を送ることが了承された。
 - ・(第5号議案) 天辰文夫氏の辞任に伴い、黛照男日本エステティック業協会理事長を常務理事に選任した。

◎第4回理事会

- 日 時 令和8年3月26日(木) 午後1時
場 所 全国生衛会館4階 大研修室
議 題 第1号議案 令和8年度事業計画書(案)の承認を求める件
第2号議案 令和8年度収支予算書(案)の承認を求める件
第3号議案 災害による被災組合への支援について
その他

- (概 要) ・(第1号議案・第2号議案) 令和8年度事業計画案(組織強化活動事業、表彰事業等)並びに、事業活動収入計2,137万5,000円、事業活動支出計2,290万円の収支予算案が示された。
・(第3号議案) 能登半島地震を始めとした自然災害において被災した組合及び組合員に対する復興の支援として日本たばこ産業株式会社より寄付された600万円に生衛中央会からの400万円を加えた1,000万円を各全国生活衛生同業組合連合会に8年度に配分することが了承された。

◎第198回総会

- 日 時 令和8年3月26日(木) 理事会終了後
場 所 全国生衛会館4階 大研修室
議 題 第1号議案 令和8年度事業計画書の報告を求める件
第2号議案 令和8年度収支予算書の報告を求める件
第3号議案 災害による被災組合への支援について

その他

- (概 要) ・第1号議案：(理事会概要参照)
・第2号議案：(理事会概要参照)
・第3号議案 災害による被災組合への支援について

◎第3回評議員会

日 時 令和8年3月26日(木) 午後2時20分

場 所 全国生衛会館4階 大研修室

議 題 第1号議案 令和8年度事業計画書の報告を求める件
第2号議案 令和8年度収支予算書の報告を求める件
その他

- (概 要) ・(第1号議案・第2号議案) 令和8年度事業計画案(連絡調整・指導事業、研修事業、消費者対応事業、情報ネットワーク事業、経営安定化事業、生衛業経営基盤強化事業、生衛業経営支援事業、衛生水準確保・振興調査研究事業、受動喫煙防止対策事業、標準営業約款事業等)並びに、事業活動収入合計7億76万7,800円、事業活動支出合計7億1,467万5,800円の収支予算書案が承認された。

資料 12

令和 8 年度生活衛生関係営業対策事業について（案）

令和 7 年度の本事業であった「インバウンド事業に対するアンケート集計によると、(1)外国人を受け入れたいとの回答が90%で(2)現在の外国人客は週に2,3人程度が10%余り。また一方、来店される外国人のサロン選択は、インターネット活用が大多数であるが、SNS配信サロンは約50%となっている。

そこで8年度はその配信の仕方（写真や動画等の活用）のセミナーを開催する。

「外国人利用者の受入体制の整備」及び47都道府県の個性を活かした「サービスの生産性の向上」の先進的モデル事業の研究発表講習会を下記のとおり行い、物価高騰にある社会情勢に対応できる理容業の取り組みとする。

記

一、外国人利用者の受入体制の整備

1. 協議会セミナー内容

- ① 協議会単位で指導者養成セミナーを開催する。
- ② ヘアスタイル写真、店舗写真や動画の撮り方、編集法を合わせて学び、効果的に SNS（Instagram、TikTok 等）に投稿できるようにする。SNS 投稿は外国人集客だけでなく、日本の若者の集客にもつながる。
- ③ 上記内容のテキストを作成し、全組合員へ配布する。

二、サービスの生産性の向上

1. 各組合セミナー

- ① 協議会養成セミナー受講者が SNS 配信法、または、生産性向上に向けた組合独自のセミナーを行う。
- ② 内容は各組合で自由に企画し、連合会に計画書、予算書を提出、承認後に実施する。
例：①シェービング・ヘッドスパ、②眉・髭デザイン、③髪質改善・トリートメント、④ヘアカラー、⑤ハンド・ネイルケアなど自由とする
- ③ 予算上限 10 万円とする。

2. 映像作成

- ① SNS 配信用に 2,30 秒程度のシェービング、ヘッドスパ、眉デザイン、髭デザインの4つのプロモーション動画を作成し、組合員が SNS で自由に使えるようにダウンロード形式で提供する。

3. 日程

協議会単位のセミナー実施は令和 8 年 11 月末日まで。（続いての各組合員対象セミナーは、各組合で9年2月末までとして報告書及びアンケート結果を提出ください）

資料 13

スリー ナイン

3・9 レディスカット・業づくりキャラバン計画について

(儲かる業づくり事業)

スリー ナイン

3・9 レディスカット・業づくりキャラバンについては、令和8年度（令和7年度からの繰越分）生活衛生関係営業対策事業費補助金として申請しておりましたが、4月1日に国庫補助基準額 36,642,000 円の内示がありました。

キャラバンの日程については、四国・中国・東北協議会の日程が確定しており、現在、近畿協議会の日程を調整しておりますので、先行セミナーの状況とあわせて第一行程の状況についてご報告いたします。

また、各組合で開催時の開始時間、会場、担当者等の基本情報の連絡、経費、受講者名簿の提出、受講料の集金、テキスト・マネキン等備品の発送、受講者の持ち物等、詳細については下記の通りといたしたく、ご提案いたします。

記

1. 先行セミナーの状況

日程：5月11日(月) 13時～19時（休憩1時間含む）

：5月12日(火) 9時～15時（休憩1時間含む）

応募者数：29名

2. キャラバンの日程（別紙参照）

3. 各組合実施方法

①開始時間、会場、担当者等の基本情報の連絡は、第1回理事会終了後、登録依頼文書をお送りしますので、決定し次第連合会までご連絡ください。

②受講者名簿は、セミナー初日の15日前まで（必着）に連合会にご提出ください。

※連合会では名簿に基づき、マネキン、テキストの手配、ディプロマ作成を行うため締め切り厳守。

③各組合でのセミナーには

会場設営等のスタッフ 賃金1日9000円×3名×3日間＝8万1000円

会場費（備品代込み） 4万円×3日間＝12万円

打合せ飲み物代 200円×8名×3日間＝4800円

※8名は講師、アシスタント、スタッフ3名、地元役員等3名を想定。

事務手数料 受講者1人当たり2000円

1組合あたり合計 20万5800円+受講人数×2000円

を予算化しています。

※受講者の飲物、食事等は補助金の対象となりません。

※第1行程の喜田講師およびアシスタントの旅費は1,221,000円を見込んでいます。

資料14

第196 通常総会・評議員会の運営について

日 時 令和8年5月28日(木) 午前11時

場 所 全理連ビル9階会議室

次 第

1. 開 会
2. 理事長挨拶
3. 来賓挨拶
4. 附議事項審議

議案第1号 令和7年度事業報告承認の件

議案第2号 令和7年度決算報告および剰余金処分案承認の件

議案第3号 役員（監事）選任の件

5. 閉 会

注1. 来賓ご案内先：厚生労働大臣、厚生労働省・生活衛生課長、(株)日本政策金融公庫常務取締役、理政中央会顧問議員（加藤、城内、山田）

注2. スローガンは第195臨時総会・評議員会と同じ文言とします（次ページ参照）。

資料16

令和8年度厚生労働大臣表彰の候補者の推薦について

標記について、全国生衛中央会を通して6月26日(金)迄に候補者(2名)を推薦いただきたいとの申し入れがありましたので、下記のとおりご提案いたします。

1. 推薦人員(2名)

ふくしろ かずなり
福代 一成 (理事、島根県組合理事長)

ぼんどう みつぐ
坂東 貢 (理事、徳島県組合理事長)

2. 表彰式

開催日 令和8年10月23日(金)

場 所 ホテルニューオータニ (東京都千代田区)

資料17

令和8年度全国生衛中央会理事長表彰の候補者の推薦について

標記について、全国生衛中央会より6月26日(金)までに候補者(8名)を推薦いただきたいとの申し入れがありましたので、下記のとおりご提案いたします。

記

1. 推薦人員(8名)

今年度は全国生衛中央会理事長表彰を未受賞で、推薦基準を満たしている理事がおりません。

従いまして、候補者8名はすべて各協議会に割り当てることといたします。

なお、該当者のいない協議会があった場合は、協議会の推薦順位に基づき、次の協議会に順次割り当てていきます。

2. 表彰式

開催日 令和8年10月23日(金)

場 所 ホテルニューオータニ(東京都千代田区)

3. 推薦締切

各協議会からの推薦者の締切は、5月22日(金)といたします。

資料18

第64回技能五輪全国大会の競技委員等の推薦について

第64回技能五輪全国大会（期間：12月4日(金)～7日(月)、開催地：愛知県）で開催予定の主催団体である中央職業能力開発協会より、同大会理容職種競技委員の推薦依頼がありました。つきましては、下記4名を推薦いたしたくご提案いたします。

記

競技委員（4名） 飛田 恭志（全理連中央講師・東京都）※
山崎 桂（ ” ” ・埼玉県）
中村 啓介（ ” ” ・東京都）
辻 佑輔（ ” ” ・山形県）

注1）※は競技主査、運営委員を兼任することになります。

注2）上記委員には主催団体である中央職業能力開発協会より1日 9,000 円の謝金と宿泊費、旅費の実費が支給されます。

注3）上記の競技委員のほか、湘南ビューティーカレッジより運営委員、競技委員各1名の推薦が予定されています。

資料19

BBジャパンカップ2026（第78回全国理容競技大会）選手割当数

地区	項目 県別	組合員数 (510)未滿	指数 (0.606)	選手割当数					
				第1部門	第2部門	第3部門	騎摩おごじよ 薩摩集人	ケールピズ	合計
	北海道	1,186	1.96	2	2	2	1	1	8
東 北	青森	561	0.93	1	1	1	1	1	5
	秋田	(493)	----	1	1	1	1	1	5
	山形	569	0.94	1	1	1	1	1	5
	岩手	604	1.00	1	1	1	1	1	5
	宮城	617	1.02	1	1	1	1	1	5
	福島	794	1.31	1	1	1	1	1	5
関 東 甲 信 越	群馬	738	1.22	1	1	1	1	1	5
	栃木	602	0.99	1	1	1	1	1	5
	新潟	1,220	2.01	2	2	2	1	1	8
	茨城	1,041	1.72	2	2	2	1	1	8
	千葉	1,386	2.29	2	2	2	1	1	8
	神奈川	1,488	2.45	2	2	2	1	1	8
	埼玉	1,461	2.41	2	2	2	1	1	8
	山梨	(204)	----	1	1	1	1	1	5
	東京	2,748	4.53	4	4	4	1	1	14
長野	826	1.36	2	2	2	1	1	8	
東 海 北 陸	静岡	1,181	1.95	2	2	2	1	1	8
	愛知	1,650	2.72	3	3	3	1	1	11
	岐阜	554	0.91	1	1	1	1	1	5
	三重	596	0.98	1	1	1	1	1	5
	石川	(452)	----	1	1	1	1	1	5
	富山	(492)	----	1	1	1	1	1	5
近 畿	福井	(371)	----	1	1	1	1	1	5
	大阪	1,643	2.71	3	3	3	1	1	11
	京都	563	0.93	1	1	1	1	1	5
	滋賀	(296)	----	1	1	1	1	1	5
	奈良	(244)	----	1	1	1	1	1	5
	和歌山	(268)	----	1	1	1	1	1	5
	兵庫	785	1.29	1	1	1	1	1	5
中 国	岡山	582	0.96	1	1	1	1	1	5
	広島	658	1.09	1	1	1	1	1	5
	山口	(402)	----	1	1	1	1	1	5
	島根	(219)	----	1	1	1	1	1	5
	鳥取	(190)	----	1	1	1	1	1	5
四 国	香川	(322)	----	1	1	1	1	1	5
	徳島	(171)	----	1	1	1	1	1	5
	愛媛	(497)	----	1	1	1	1	1	5
	高知	(270)	----	1	1	1	1	1	5
九 州	福岡	810	1.34	2	2	2	1	1	8
	熊本	(312)	----	1	1	1	1	1	5
	鹿児島	(344)	----	1 + 1	1 + 1	1 + 1	1 + 1	1	9
	佐賀	(356)	----	1	1	1	1	1	5
	長崎	(400)	----	1	1	1	1	1	5
	大分	(381)	----	1	1	1	1	1	5
	宮崎	(377)	----	1	1	1	1	1	5
沖縄	(188)	----	1	1	1	1	1	5	
小計		24,863							
()分小計		7,249	22 組合						
合計		32,112		64	64	64	48	47	287

注①組合員数は令和8年1月現在

注②指数(0.606)=令和8年1月現在における組合員数

510 人未滿の組合(22組合)を除く

資料20

2026 OMC パリ 世界大会（個人戦部門・ジュニア部門） の出場選手募集について

10月10～12日（大会当日は10月11～12日）にフランス・パリで開催される「2026パリ世界大会」の個人戦部門およびジュニア部門に出場する選手を下記のとおり募集いたしたくご提案いたします。

記

1. 世界大会個人戦部門

参加資格（下記(1)～(3)をすべて満たすこと）

- (1) 組合員、またはその従業員である理容師
- (2) 所属組合理事長の推薦を受けた者
- (3) 過去の全国理容競技大会「マスタースタイリスト部門」、「世界大会種目」、「HAIR WORLD ジャパンカップオープン」（2022 オンラインおよび第75回全国大会の第1・第2・ヘアピース部門）、「ヘアワールド・ジャパンカップ2024」の第4・第5部門、「HAIRSTYLIST CHAMPIONSHIP・ジャパンカップ2025」の第4・第5部門のいずれかに出場した者

選手への主な助成

- (1) 大会の出場登録料
- (2) 大会出場時の支援金 10万円（「全理連ナショナルチーム育英支援の会」より）

2. 世界大会ジュニア部門

参加資格（下記(1)～(4)をすべて満たすこと）

- (1) 組合員、またはその従業員
- (2) 所属組合理事長の推薦を受けた者
- (3) 「世界大会」競技当日（2026年10月11・12日） 24歳未満の者
- (4) トレーニングに参加可能な者

※指定する下記の合同トレーニングに参加していただきます。

会場：全理連ビル（東京都渋谷区代々木1-36-4）

日程：2026年（令和8年）7/13（月）・14（火）

8/17（月）・18（火）

9/14（月）・15（火）

選手への主な助成

- (1) 大会の出場登録料
- (2) 大会出場時の支援金 15万円（「全理連ナショナルチーム育英支援の会」より）
- (3) チーム編成時、ジュニア選手1名につきマネキン2体を支給（「全理連ナショナルチーム育英支援の会」より）

【共通事項】

①選手が自己負担する主な費用

- (1) トレーニング参加にともなう諸費用（マネキン代（送料含む）、交通費、宿泊費等）
- (2) 大会参加に要する諸費用（マネキン代（送料含む）、交通費、宿泊費等）
- (3) その他諸費用（衣装代、通信費、海外旅行保険料等）

②提出書類

下記3点の書類を 2026年（令和8年）6月10日（水）全理連必着で送付すること

- (1) 出場申込書 兼 推薦書
- (2) 誓約書
- (3) 参加者の履歴書※市販の履歴書に大会出場歴等をできるだけ詳細に明記のこと

③実施競技種目（予定）

※全ての競技項目には「カラー&スタイル」が含まれています。

理容シニア部門（フルファッションルック以外、すべてマネキンモデル）

- ・ カーリーカット（40分）
- ・ サロンカット（40分）
- ・ コマーシャルカット（40分）
- ・ クリエイティブフェードカット（40分）
- ・ クラシックカット（40分）
- ・ スキンフェードカット（40分）
- ・ クリエイティブヘアカラー（3分）※展示のみ
- ・ フルファッションルック（20分）※ブローのみ、人間モデル
- ・ クリエイティブスタイル（30分）

理容ジュニア部門実施競技種目（すべてマネキンモデル）

- ・ カーリーカット（４０分）
- ・ サロンカット（４０分）

④その他

- (1) 世界大会で使用するマネキンは「pivot point」社製のマネキンを使用します。販売価格は１体 40,000 円程度（予定）となります。
- (2) 応募者多数の場合は出場登録に際し選考を行う場合があります。
- (3) 世界大会の競技要項を適用することとなりますので、全国大会等とは競技種目等が異なる場合があります。ご留意いただいた上でのお申し込みをお願い致します。
- (4) 個人戦部門選手は参加選手決定後、トレーニングを開催予定。詳細は選手決定後本人に通知します。
- (5) 世界大会への出場およびメダル獲得にむけトレーニング等準備を進めますが、感染症やテロの発生等、渡航が適当でないと考えられる場合には出場を見送る可能性がありますのであらかじめご了承ください。

参加競技種目 ※○で囲むこと	個人戦 部門	(1) カーリーカット (3) コマーシャルカット (5) クラシックカット (7) クリエイティブヘアカラー (8) フルファッショナルック※人間モデル (9) クリエイティブスタイル	(2) サロンカット (4) クリエイティブフェードカット (6) スキンフェードカット				
	ジュニア 部門	(10) カーリーカット (11) サロンカット					
選 手	ふりがな 住 所	〒					
	ふりがな 氏 名						
	ローマ字表記 (姓・名)						
	生年月日	西暦	年	月	日	(才)
	電話番号						
	Eメール						
	競技大会 出場経歴						
所 属 先	店 名						
	店 主 名						
	店舗住所	〒					
	電話・FAX番号	電話番号					FAX番号

全国理容生活衛生同業組合連合会
理事長 大森利夫 殿

上記の者を「2026OMC世界大会」に参加させたく推薦いたします。

令和 年 月 日

組合名 _____

理事長 _____ 印

注：この申込書に記載の内容は個人情報として慎重に取り扱い、大会参加申し込み手続き等の目的以外には使用いたしません。

誓 約 書

全国理容生活衛生同業組合連合会
理事長 大 森 利 夫 殿

2026OMC 世界大会に出場するにあたり、所属組合の代表選手としての誇りと責任を十分に自覚して行動することを誓約いたします。

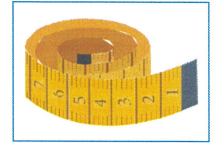
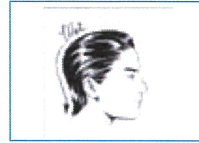
令和 年 月 日

氏 名 _____ 印

omc **HAIRWORLD**[®]
PRESENTS
2026 PARIS RULES GUIDE

シニア “ファッションカッ” 第1種目・カリカット

マネキン (OMCオフィシャルスポンサーのみ)



選手は待機エリアに並ぶ前にマネキンの髪を濡らしブラシでバックに梳かす必要がある。ミラー番号は待機エリアで配布される。OMC競技委員は選手を競技エリアに案内し該当するミラー番号に案内する。選手は5分以内にすべての用具類を準備する。

ゼネラルコミッショナーはすべての選手にレッドカーペットで待機するよう呼びかける。競技委員はルールを確認する。もし髪が濡れていない場合は競技委員がバックにブラッシングする。ゼネラルコミッショナーが競技を開始する。

審査:目覚まし時計のように審査委員は完全に「警戒」し、4ページに記載されている新しい採点方法に従って、30点満点の点数を配分する必要があります。ヘアスタイルは、OMCが提案するインスピレーションガイドラインのイメージとプロポーションを反映したものでなければなりません。

頭髪の長さ: トップの髪の長さは最低6 cm以上でカールしていなければならない。後頭下部と耳周りは最低4 cm以上なければならない。もみあげは事前にカットできる。髪の長さが規定よりも短い場合減点される。

ヘアカラー: ヘアカラーは頭全体に調和して統合されていなければならない。トップに部分的に施されているカラーはテーマ外とみなされ、ペナルティを受ける可能性があります。許可される色は、黒、ブラウン、ブロンド、グレー。他の色はすべて禁止。

ヘアカット & スタイル: ヘアスタイルはカールしている必要がある。ネープエリアはテーパーされていること。完成したヘアスタイルは、顧客層向けにカールした見た目で見なければならない。

カット用具: すべて許可される

競技時間: 40分間

得点: 最大30点/最小24点

x. 対象外: リアル & オンライン

x. オンライン: 4枚の写真を提示する必要があり、1枚の正面画像にはトップも映っていなければならない。ヘアスタイルを示す側面画像1枚、背面画像1枚。4枚目の写真はマネキンオフィシャルスポンサーの名前です。

x. 禁止: 全身ボディマネキンの使用

x. 減点: 10点

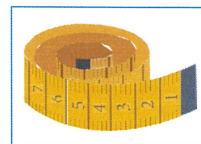
omc HAIRWORLD®

PRESENTS

2026 PARIS RULES GUIDE

シニア“ファッションカット”第2種目. サロンカット

マネキン (OMC スポンサーのみ)



選手は待機エリアに並ぶ前にマネキンの髪を濡らしブラシでバックに梳かす必要がある。ミラー番号は待機エリアで配布される。OMC競技委員は選手を競技エリアに案内し該当するミラー番号に案内する。選手は5分以内にすべての用具類を準備する。

ゼネラルコミッショナーはすべての選手にレッドカーペットで待機するよう呼びかける。競技委員はルールを確認する。もし髪が濡れていない場合は競技委員がバックにブラッシングする。ゼネラルコミッショナーが競技を開始する。

審査: 目覚まし時計のように審査委員は完全に「警戒」し、4ページに記載されている新しい採点方法に従って、30点満点の点数を配分する必要があります。ヘアスタイルは、OMCが提案するインスピレーションガイドラインのイメージとプロポーションを反映したものでなければなりません。

頭髮の長さ: トップの髪の長さは最低6 cm以上でなければならない。後頭下部と耳周りは最低4 cm以上でなければならない。髪の長さが規定よりも短い場合減点される。もみあげは事前にカットできる。

カット用具: すべて許可される。ネープエリアはテーパーされなくてはならない

ヘアスタイル: すべて許可される, 完成したヘアスタイルは商業スタイルでなければならない, スタイルリングされたものやテクニカルなものであってはならない。

ヘアカラー: ヘアカラーは頭全体に調和して統合されていなければならない。トップに部分的に施されているカラーはテーマ外とみなされ、ペナルティを受ける可能性があります。許可される色は、黒、グレー、ブラウン、ブロンド。他の色はすべて禁止。

競技時間: 40分間

得点: 最大30点/最小24点

x. 対象外: リアル&オンライン

x. オンライン: 4枚の写真を提示する必要があり、1枚の正面画像にはトップも映っていないなければならない。ヘアスタイルを示す側面画像1枚、背面画像1枚。4枚目の写真はマネキンオフィシャルスポンサーの名前です。

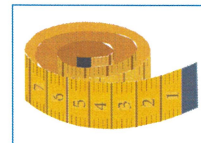
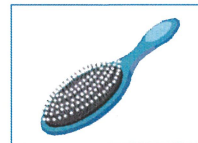
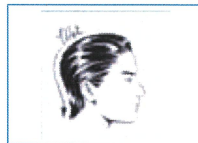
x. 禁止: 全身ボディマネキンの使用

x. 減点: 10点

OMC **HAIRWORLD**[®]
PRESENTS
2026 PARIS RULES GUIDE

シニア “コマーシャルカット” 第1種目. コマーシャルカット

マネキン (OMC スポンサーのみ)



選手は待機エリアに並ぶ前にマネキンの髪を濡らしブラシでバックに梳かす必要がある。ミラー番号は待機エリアで配布される。OMC競技委員は選手を競技エリアに案内し該当するミラー番号に案内する。選手は5分以内にすべての用具類を準備する。

ゼネラルコミッショナーはすべての選手にレッドカーペットで待機するよう呼びかける。競技委員はルールを確認する。もし髪が濡れていない場合は競技委員がバックにブラッシングする。ゼネラルコミッショナーが競技を開始する。

審査: 目覚まし時計のように審査委員は完全に「警戒」し、4ページに記載されている新しい採点方法に従って、30点満点の点数を配分する必要があります。ヘアスタイルは、OMCが提案するインスピレーションガイドラインのイメージとプロポーションを反映したものでなければなりません。

頭髪の長さ: トップの髪の長さは最低6 cm以上でなければならない。後頭下部と耳周りは最低4 cm以上でなければならない。髪の長さが規定よりも短い場合減点される。

ヘアカラー: ヘアカラーは頭全体に調和して統合されていなければならない。トップに部分的に施されているカラーはテーマ外とみなされ、ペナルティを受ける可能性があります。

許可される色：黒、ブラウン、ブロンド、グレー。他の色はすべて禁止

カット用具: すべて許可される。ネープエリアはテーパーされなくてはならない

スタイル: 雑誌の表紙に掲載されるため、カジュアルな仕上がりでなければなりません。テクニカルなスタイルは対象外です。

競技時間: 40分間

得点: 最大30点/最小24点

x. 対象外: リアル&オンライン

x. オンライン: 4枚の写真を提示する必要があり、1枚の正面画像にはトップも映っていないなければならない。ヘアスタイルを示す側面画像1枚、背面画像1枚。4枚目の写真はマネキンオフィシャルスポンサーの名前です。

x. 禁止: 全身ボディマネキンの使用

x. 減点: 10点

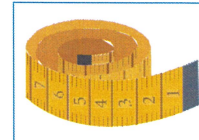
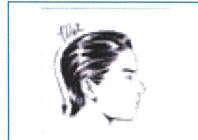
omc HAIRWORLD[®]

PRESENTS

2026 PARIS RULES GUIDE

シニア “コマーシャルカット” 第2種目. クレイティブフェードカット

マネキン (OMCスポンサーのみ)



選手は待機エリアに並ぶ前にマネキンの髪を濡らしブラシでバックに梳かす必要がある。ミラー番号は待機エリアで配布される。OMC競技委員は選手を競技エリアに案内し該当するミラー番号に案内する。選手は5分以内にすべての用具類を準備する。

ゼネラルコミッショナーはすべての選手にレッドカーペットで待機するよう呼びかける。競技委員はルールを確認する。もし髪が濡れていない場合は競技委員がバックにブラッシングする。ゼネラルコミッショナーが競技を開始する。

審査: 目覚まし時計のように審査委員は完全に「警戒」し、4ページに記載されている新しい採点方法に従って、30点満点の点数を配分する必要があります。ヘアスタイルは、OMCが提案するインスピレーションガイドラインのイメージとプロポーションを反映したものでなければなりません。

頭髪の長さ: トップの髪の長さは最低6 cm以上でなければならない。後頭下部と耳周りは最低4 cm以上でなければならない。髪の長さが規定よりも短い場合減点される。もみあげは事前にカットできる。

ヘアカラー: ヘアカラーは頭全体に調和して統合されていなければならない。トップに部分的に施されているカラーはテーマ外とみなされ、ペナルティを受ける可能性があります。許可される色：黒、ブラウン、グレー。他の色はすべて禁止

カットニング: すべて許可される: 仕上げるためにレックコームを使用することができる

ヘアスタイル: 完成したスタイルは様式化される場合がある

競技時間: 40分間

得点: 最大30点/最小24点

x. 対象外: リアル & オンライン

x. オンライン: 4枚の写真を提示する必要があり、1枚の正面画像にはトップも映っていないといけない。ヘアスタイルを示す側面画像1枚、背面画像1枚。4枚目の写真はマネキンオフィシャルスポンサーの名前です。

x. 禁止: 全身ボディマネキンの使用

x. 禁止: 彫刻のようなデザイン

x. 禁止: カラーズプレーの使用

x. 減点: 10点

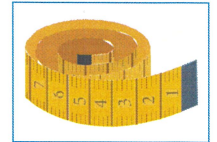
omc HAIRWORLD®

PRESENTS

2026 PARIS RULES GUIDE

シニア “バーバーカップ” 第1種目. クリップカット

マネキン (OMCスポンサーのみ)



選手は待機エリアに並ぶ前にマネキンの髪を濡らしブラシでバックに梳かす必要がある。ミラー番号は待機エリアで配布される。OMC競技委員は選手を競技エリアに案内し該当するミラー番号に案内する。選手は5分以内にすべての用具類を準備する。

ゼネラルコミッショナーはすべての選手にレッドカーペットで待機するよう呼びかける。競技委員はルールを確認する。もし髪が濡れていない場合は競技委員がバックにブラッシングする。ゼネラルコミッショナーが競技を開始する。

審査: 目覚まし時計のように審査委員は完全に「警戒」し、4ページに記載されている新しい採点方法に従って、30点満点の点数を配分する必要があります。ヘアスタイルは、OMCが提案するインスピレーションガイドラインのイメージとプロポーションを反映したものでなければなりません。

頭髪の長さ: トップの髪の長さは自由。もみあげは事前にカットできる。後頭下部と耳周りは最低4cm以上なければならない。4cmよりも短い場合減点される。

ヘアカット: ネックラインは伝統的なテーパーとグラデーションが入っていないなければならない。クリッパーおよびセニングシザーの使用は禁止。

ヘアスタイル: 伝統的なスタイル

用具: すべて許可される

ヘアカラー: 黒のみ。他の色は禁止

競技時間: 40分間

得点: 最大30点/最小24点

x. 対象外: リアル&オンライン

x. オンライン: 4枚の写真を提示する必要があり、1枚の正面画像にはトップも映っていないなければならない。ヘアスタイルを示す側面画像1枚、背面画像1枚。4枚目の写真はマネキンオフィシャルスポンサーの名前です。

x. 禁止: 全身ボディマネキンの使用

x. 減点: 10点

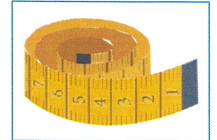
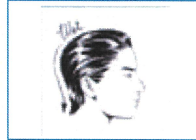
omc HAIRWORLD®

PRESENTS

2026 PARIS RULES GUIDE

シニア “バーバーカット” 第2種目. スチフェードカット

マネキン (OMCスポンサーのみ)



選手は待機エリアに並ぶ前にマネキンの髪を濡らしブラシでバックに梳かす必要がある。ミラー番号は待機エリアで配布される。OMC競技委員は選手を競技エリアに案内し該当するミラー番号に案内する。選手は5分以内にすべての用具類を準備する。

ゼネラルコミッショナーはすべての選手にレッドカーペットで待機するよう呼びかける。競技委員はルールを確認する。もし髪が濡れていない場合は競技委員がバックにブラッシングする。ゼネラルコミッショナーが競技を開始する。

審査: 目覚まし時計のように審査委員は完全に「警戒」し、4ページに記載されている新しい採点方法に従って、30点満点の点数を配分する必要があります。ヘアスタイルは、OMCが提案するインスピレーションガイドラインのイメージとプロポーションを反映したものでなければなりません。

頭髮の長さ: トップの髪の長さは自由。もみあげは事前にカットできる。後頭下部と耳周りは最低4 cm以上なければならない。4 cmよりも短い場合減点される。

用具: すべて許可される。ネックラインは伝統的なテーパーとグラデーションが入っていなければならない。

ヘアカラー: ヘアカラーは頭全体に調和して統合されていなければならない。トップに部分的に施されているカラーはテーマ外とみなされ、ペナルティを受ける可能性があります。許可される色：黒、ブラウン、ブロンド、グレー。他の色はすべて禁止

Time: 40 minutes.

Scores: maximum 30 points minimum 24 points.

x. **対象外:** リアル & オンライン

x. **オンライン:** 4枚の写真を提示する必要があり、1枚の正面画像にはトップも映っていなければならない。ヘアスタイルを示す側面画像1枚、背面画像1枚。4枚目の写真はマネキンオフィシャルスポンサーの名前です。

x. **禁止:** クリッパーおよびセニングの使用

x. **禁止:** 全身ボディマネキンの使用

x. **減点:** 10点

omc **HAIRWORLD**[®]
PRESENTS
ONSITE 2026 PARIS RULES GUIDE

シニア “個人戦” クリエイティブヘアカラー (展示のみ)

マネキン (OMCスポンサーのみ)

選手は待機エリアに並ぶ前にマネキンの事前準備を済ませる必要がある。ミラー番号は待機エリアで配布される。OMC競技委員は選手を競技エリアに案内し該当するミラー番号に案内する。選手は5分以内にすべての用具類を準備する。

ゼネラルコミッショナーはすべての選手にレッドカーペットで待機するよう呼びかける。競技委員はルールを確認する。もし髪が濡れていない場合は競技委員がバックにブラッシングする。ゼネラルコミッショナーが競技を開始する。

審査:目覚まし時計のように審査委員は完全に「警戒」し、4ページに記載されている新しい採点方法に従って、30点満点の点数を配分する必要があります。ヘアスタイルは、OMCが提案するインスピレーションガイドラインのイメージとプロポーションを反映したものでなければなりません。

ファンタジーヘアスタイル:ペナルティの対象となる

頭髪の長さ:長くても短くても可

事前準備:ヘアカラーは調和して統合されていなければならない。

ヘアカラー:すべて許可される

競技時間: 3分間

得点:最大30点/最小24点

x. 対象外:リアル&オンライン

x. オンライン: 4枚の写真を提示する必要があり、1枚の正面画像にはトップも映っていなければならない。ヘアスタイルを示す側面画像1枚、背面画像1枚。4枚目の写真はマネキンオフィシャルスポンサーの名前です。

x. 禁止: 全身ボディマネキンの使用

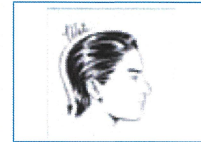
x. 減点: 10点

OMC HAIRWORLD®

PRESENTS

ONSITE 2026 PARIS RULES GUIDE

シニア “個人戦” – フルファッションルック 人間モデル



OMC ガイドラインとオートクチュールを基準にインスピレーションを得た、洗練された現代的なスタイルを反映させること。

選手は待機エリアに並ぶ前にモデルの髪を濡らしブラシでバックに梳かす必要がある。ミラー番号は待機エリアで配布される。OMC競技委員は選手を競技エリアに案内し該当するミラー番号に案内する。選手は5分以内にすべての用具類を準備する。

ゼネラルコミッショナーはすべての選手にレッドカーペットで待機するよう呼びかける。競技委員はルールを確認する。もし髪が濡れていない場合は競技委員がバックにブラッシングする。ゼネラルコミッショナーが競技を開始する。

スタイルの要素: ヘアスタイルと服装は、ヴォーグなど一流のメンズクチュール雑誌に掲載されている現在のトレンドを踏襲する必要があります。全体的な美的感覚は、消費者に親しみやすく、流行に敏感なものであればなりません。

審査: 目覚まし時計のように審査委員は完全に「警戒」し、4ページに記載されている新しい採点方法に従って、30点満点の点数を配分する必要があります。ヘアスタイルは、OMCが提案するインスピレーションガイドラインのイメージと一致し、現代のランウェイトレンドに適したエレガンス（優雅さ）とソフィスティケーション（洗練さ）を反映している必要があります。

スタイリング: ヘアスタイルは、スタイリストの技術力と創造性を披露するために、ステージ上でブローする必要があります

ヘアカラー: ヘアカラーは頭全体に調和して統合されていなければならない。トップに部分的に施されているカラーはテーマ外とみなされ、ペナルティを受ける可能性があります。許可される色：黒、ブラウン、ブロンド、グレー。他の色はすべて禁止

ドレスコード: ファッション基準は、主要ファッション雑誌 (例: Vogue Homme) に見られるような現代的なメンズクチュールスタイルを反映したものでなければなりません。アンサンブルには、テーラードスーツ、ミニマルなレイヤー、シャープなディテール、または

基準: ヘアスタイルの完成度、色の調和、全体的な見た目のプレゼンテーション

競技時間: ステージ上でブローする 20分間

得点: 最大 30 点 / 最小 24 点

禁止: アヴァンギャルドやファンタジーなスタイル

x. 減点: 10 点

OMC HAIRWORLD[®]

PRESENTS

ONSITE 2026 PARIS RULES GUIDE

シニア “個人戦” クレイブスタイル

マネキン (OMCスポンサーのみ)



選手は待機エリアに並ぶ前にマネキンの髪を濡らしブラシでバックに梳かす必要がある。ミラー番号は待機エリアで配布される。OMC競技委員は選手を競技エリアに案内し該当するミラー番号に案内する。選手は5分以内にすべての用具類を準備する。

ゼネラルコミッショナーはすべての選手にレッドカーペットで待機するよう呼びかける。競技委員はルールを確認する。もし髪が濡れていない場合は競技委員がバックにブラッシングする。ゼネラルコミッショナーが競技を開始する。

審査: 目覚まし時計のように審査委員は完全に「警戒」し、4ページに記載されている新しい採点方法に従って、30点満点の点数を配分する必要があります。ヘアスタイルは、OMCが提案するインスピレーションガイドラインのイメージとプロポーションを反映したものでなければなりません。

ヘアカラー: ヘアカラーは調和して統合されていなければならない。許可される色：黒、ブラウン、ブロンド、グレー。他の色はすべて禁止。

スタイリング用具: すべて許可される

競技時間: 30分間

得点: 最大30点/最小24点

x. 対象外: リアル&オンライン

x. オンライン: 4枚の写真を提示する必要があります、1枚の正面画像にはトップも映っていないなければならない。ヘアスタイルを示す側面画像1枚、背面画像1枚。4枚目の写真はマネキンオフィシャルスポンサーの名前です。

x. 禁止: 全身ボディマネキンの使用

x. 減点: 10点

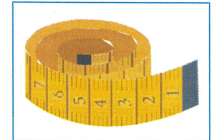
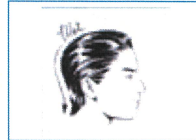
omc HAIRWORLD®

PRESENTS

2026 PARIS RULES GUIDE

ジュニア “団体戦” 第1種目. カリカット

マネキン (OMCスポンサーのみ)



ライジングスターアワード -16~23歳、競技当日が24歳の誕生日は不可

選手は待機エリアに並ぶ前にマネキンの髪を濡らしブラシでバックに梳かす必要がある。ミラー番号は待機エリアで配布される。OMC競技委員は選手を競技エリアに案内し該当するミラー番号に案内する。選手は5分以内にすべての用具類を準備する。

ゼネラルコミッショナーはすべての選手にレッドカーペットで待機するよう呼びかける。競技委員はルールを確認する。もし髪が濡れていない場合は競技委員がバックにブラッシングする。ゼネラルコミッショナーが競技を開始する。

審査: 目覚まし時計のように審査委員は完全に「警戒」し、4ページに記載されている新しい採点方法に従って、30点満点の点数を配分する必要があります。ヘアスタイルは、OMCが提案するインスピレーションガイドラインのイメージとプロポーションを反映したものでなければなりません。

頭髪の長さ: トップの髪の長さは最低6cm以上なければならない。後頭下部と耳周りは最低4cm以上なければならない。髪の長さが規定よりも短い場合減点される。

ヘアカラー: ヘアカラーは頭全体に調和して統合されていなければならない。トップに部分的に施されているカラーはテーマ外とみなされ、ペナルティを受ける可能性があります。許可される色：黒、ブラウン、ブロンド、グレー。他の色はすべて禁止。

ヘアカット & スタイル: トップはカールしたカジュアルなスタイルでなければならない。ネープエリアはテーパーされていること。

カット用具: すべて許可される

競技時間: 40分間

得点: 最大30点/最小24点

x. 対象外: リアル & オンライン

x. オンライン: 4枚の写真の提示が必要であり、1枚の正面画像にはトップも映っていないなければならない。ヘアスタイルを示す側面画像1枚、背面画像1枚。4枚目の写真はマネキンオフィシャルスポンサーの名前です。

x. 禁止: 全身ボディマネキンの使用

x. 減点: 10点

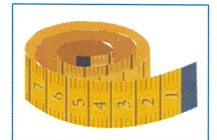
OMC HAIRWORLD®

PRESENTS

2026 PARIS RULES GUIDE

ジュニア “第2種目. サロンカット”

マネキン (OMCスポンサーのみ)



ライジングスターアワード -16~23歳、競技当日が24歳の誕生日は不可

選手は待機エリアに並ぶ前にマネキンの髪を濡らしブラシでバックに梳かす必要がある。ミラー番号は待機エリアで配布される。OMC競技委員は選手を競技エリアに案内し該当するミラー番号に案内する。選手は5分以内にすべての用具類を準備する。

ゼネラルコミッショナーはすべての選手にレッドカーペットで待機するよう呼びかける。競技委員はルールを確認する。もし髪が濡れていない場合は競技委員がバックにブラッシングする。ゼネラルコミッショナーが競技を開始する。

審査: 目覚まし時計のように審査委員は完全に「警戒」し、4ページに記載されている新しい採点方法に従って、30点満点の点数を配分する必要があります。ヘアスタイルは、OMCが提案するインスピレーションガイドラインのイメージとプロポーションを反映したものでなければなりません。

頭髪の長さ: トップの髪の長さは最低6cm以上なければならない。後頭下部と耳周りは最低4cm以上なければならない。髪の長さが規定よりも短い場合減点される。もみあげは事前にカットできる。

ヘアカラー: ヘアカラーは頭全体に調和して統合されていなければならない。トップに部分的に施されているカラーはテーマ外とみなされ、ペナルティを受ける可能性があります。許可される色：黒、ブラウン、ブロンド、グレー。他の色はすべて禁止。

カッティング: すべての用具が許可される。ネックはテーパードされていること。

ヘアスタイル: 完成したヘアスタイルは、コマーシャルスタイルでなければなりません。テクニカルなものはテーマから外れます。

競技時間: 40分間

得点: 最大30点/最小24点

x. 対象外: リアル&オンライン

x. オンライン: 4枚の写真を提示する必要があり、1枚の正面画像にはトップも映っていないなければならない。ヘアスタイルを示す側面画像1枚、背面画像1枚。4枚目の写真はマネキンオフィシャルスポンサーの名前です。

x. 禁止: 全身ボディマネキンの使用

x. 禁止: 彫刻のようなデザイン

x. 禁止: カラースプレーの使用

x. 減点: 10点

資料 27 当日配布

第5部門「クールビズヘアチャンピオンシップ 2026」の 参考ヘアスタイル作品について

令和8年度第1回理事会（R8.4/22）において、BBジャパンカップ 2026 第5部門「クールビズヘアチャンピオンシップ 2026」の競技種目となる「クールビズ・アニメーションヘアスタイル作品」の募集結果および審査結果をご報告いたしました。それぞれ入賞した作品を基に、わかりやすく参考ヘアスタイルを下記のとおり制作いたしましたので、ご報告申し上げます。

記

◆ヘアスタイル共通ポイント「天と花」

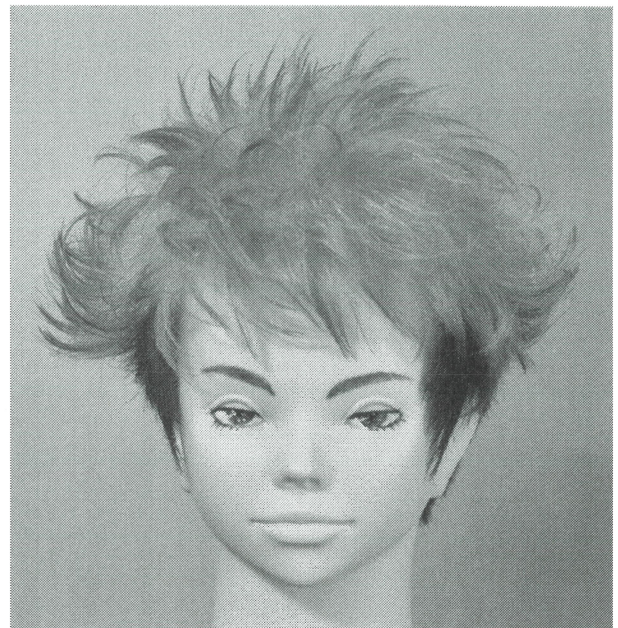
- ①清潔感と爽やかさに、アニメーション特有の躍動感や個性を融合させるヘアスタイル。
- ②一人ひとりが輝くキャラクターを意識した、大自然中の天と花を表現する。
- ③新しいクールビズスタイルを提案し、世界観を落とし込むことも一考。

◆アニメーションヘアスタイル「花」



デザインを強調、軽さと抜け感のあるシルエットに仕上げたスタイル。
カラーはピンクやレッドのグラデーションを毛先中心に入れ、個性を演出している。

◆ヒーロースタイル「天」



ショートレイヤーをベースに、サイドと襟足をタイトに抑え、クールビズらしい清潔感のあるシルエットに仕上げ、アニメーションのような躍動感を表現。カラーは夜空、青空をイメージして、モノトーンとのコントラストで立体感を出してはどうか。

※2作品とも、選手の自由なセンス、イメージで創作してください。

資料 21 差替資料

BBジャパンカップ 2026 (第 78 回全国理容競技大会) 第 5 部門競技事項

【第 5 部門】 クールビズヘア チャンピオンシップ 2026 (レディース・メンズスタイルの 2 作品を基本とする)

(I) モデル規定

(1) ヘアは総体的に 3 cm 以上カットできるモデルであること。

(II) 競技規定

(1) ヘアスタイルは、清涼さ爽やかさが感じられ、アニメヘアを思わせるヘアスタイル。

(2) カラーリング、パーマ等の事前処理は自由とする。

(3) カットは総体的に 3 cm 以上行うこと。

(III) 競技時間

レディース・メンズの 2 スタイル 35 分 (但し、開始 15 分以内にメンズに入ってはならない。なお、ドライヤー・アイロンを使用したセット時間は「デコ活」の観点からレディース・メンズ合わせて 25 分～35 分までの 10 分以内。)

(IV) 用具

自由。

(V) 整髪料

自由。

(VI) 衣装

マネキンにはヘアデザインに合わせた衣装 (上半身のみ) を、競技終了後に設けられる 2 分間の衣装着用時間内に着用させること。

(VII) 審査規定

詳細については、後日発表する。

(VIII) その他

モデル審査は毛髪を濡らさない。

※なお、出場資格は、組合員及びその従業員であること。また、理容師養成校の生徒も可。海外からの出場は全国理容連合会が認めた者。

資料 22

(株)全国儀式サービスパンフレットの改訂等について

1. 今回の趣旨

本件は、令和8年3月3日に開催された理事会において承認された(株)全国儀式サービスとの契約内容の一部変更（令和8年4月1日付反映）を受け、その承認内容を組合員の皆様に正しく、分かり易く周知することを目的としたものです。

2. 契約内容変更のポイント（おさらい）

- ・料金プランは、「充実セット」「基本セット」「お別れ火葬セット」の3つの料金プランに整理
- ・対象者は、組合員ご本人に限らず、ご家族・ご親族、従業員およびそのご家族まで幅広く利用可能
- ・一般的な葬儀に加え、「生前葬」も対象

3. パンフレット改訂について

契約内容変更を反映し、パンフレット内容を全面的に見直しました。従来の「家族葬中心」の構成から、葬儀前（終活）から葬儀後までを一体で支援する内容へ刷新しました。（参照：改訂版パンフレット）

4. 会員ページのパスワードについて

パンフレット改訂にあわせ、会員ページの内容を整理し、旧サービスから引き継がれていたログインパスワードを変更しました。改訂版パンフレットにも記載されています。（※各県組合においてもご周知ください。）

5. 各県組合へのお願い（周知の強化）

本制度は、組合加入メリットの大きな一つであり、割引額によっては毎月の組合費の数年分に相当します。対象者が幅広く、従業員・ご家族にもメリットが及ぶ制度です。脱退防止・新規加入促進の観点でも重要な制度として、改めて組合員の皆さまへの積極的な周知・案内をお願いいたします。

資料 23 差替資料

団体生命共済の申込締切と対象者数について

団体生命共済の更新に伴う「加入・変更申込書兼告知書」の申し込み締め切りと、各組合よりご協力いただいておりますA1・A2グループ対象者数についてご報告いたします。

記

1. 「加入・変更申込書兼告知書」の申し込み締切日

7月1日加入：5月15日（金）まで

※パンフレットをご参照ください。

※締切締切日を過ぎた場合は、8月1日加入とさせていただきます。

※8月以降も、A1グループ1口補助とベネフィット・ステーションの付帯は継続されます。

2. A1・A2グループ対象者数

別紙参照

資料 24

賠償責任補償共済制度の一部改訂について

このたび、賠償責任補償共済制度の引受幹事会社の損害保険ジャパン(株)より、保険料と補償内容の改訂の申し入れがありました。

つきましては、下記のとおりご提案申しあげます。

記

○賠償責任補償共済制度の改訂内容

(1) 保険料の改訂(年額) / 1事業所

改訂前	改訂後
900円	920円

※国内の物価高騰を踏まえ、安定した契約引き受けを維持するための料金改訂です。

※保険会社に支払う保険料が値上がり、掛金差額が年間約60万円減収見込みですが、加入者からの掛金は変更しません。

(2) 補償内容の改訂

①給排水設備等の漏水による対物事故が補償対象となります。

(例:排水管からの水漏れで預かっていたお客様の物が汚損してしまった等の事故)

②パーマ施術後の皮膚炎等の業務の結果による事故については、1事故あたりの補償限度額とは別に、1事業所において保険期間(1年間)中に発生した事故に対して支払われる保険金の累計限度額が追加設定されます。

補償区分	1名につき	1事故につき	保険期間中限度額(※)
対人事故	3,000万円	6,000万円	6,000万円
対物事故	—	300万円	300万円

(3) 改訂実施日

令和8年7月1日より実施

2025年11月4日

全国理容生活衛生同業組合連合会 御中

2026年度 賠償責任補償共済制度の改定に関するご案内

損害保険ジャパン株式会社
医療・福祉開発部第二課

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2026年度の賠償責任補償共済制度の保険料と補償内容について改定が実施されることとなりましたので以下の通りご連絡いたします。本改定について、ご理解を賜りますとともに、引き続きご愛顧いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 改定対象のご契約

種目：賠償責任補償共済制度（賠償責任保険）

保険始期：2026年7月1日始期以降

2. 改定後の保険料について

920円 / 1事業所

3. 保険料改定の要因について

国内の物価上昇傾向により支払保険金が増加していることをふまえ、安定した契約引受を維持するため2026年2月に弊社の賠償責任保険について全社的な保険料改定が実施されます。

（ご参照資料：「一般賠償責任保険」保険料改定（引上げ）のご案内）

業種ごとのリスク実態や諸条件により各ご契約における改定率は異なりますが、全体として引上げとなっており、中には引上げ率が100%超となる業種もございます。

また、補償面が拡大される点もあり、それに伴って保険料引上げの改定となっております。

4. その他の改定点について

① 給排水設備等からの漏水による対物事故が補償対象となります。

（排水管からの水漏れで預かっていたお客様の物が汚損してしまった、等の事故）

- ② 業務の結果による事故（パーマ施術後の皮膚炎等）について、現在施設特約条項で補償していますが新たに生産物特約条項を追加し、生産物特約条項にて補償いたします。
- ③ 生産物特約条項については1事故あたりの補償限度額とは別に、保険期間（1年間）中の累計補償限度額も設定されます。つきましては、業務の結果による事故については下表のと通りの補償額となります。

補償区分	1名につき	1事故につき	保険期間中限度額（※1）
対人補償	3,000万円	6,000万円	6,000万円
対物補償	-	300万円	300万円

※1 保険期間中限度額とは、1事業所において保険期間中(1年間)に発生した事故に対して支払われる保険金の累計限度額を指します。

事業所の設備に起因する事故や業務中の事故について改定は無く、保険期間中限度額の設定もございません。

以上

資料 25

療養補償共済制度（医療補償コース）の一部改訂について

このたび、療養補償共済制度（医療補償コース）の引受幹事会社の損害保険ジャパン(株)より、加入申込書の健康状態告知欄の質問事項について、質問事項が複雑であるという課題があったことから、汎用の「健康状態に関する告知書(団体契約用)」に変更させて頂きと申し入れがありました。

つきましては、下記のとおり変更いたしたくご提案申し上げます。

記

(1) 医療補償コースの告知書の改定内容

①「特定疾病対象外特約」の廃止

これまでは特定の疾病がある場合、不担保とする条件付きで加入が可能でしたが、改定後はこの方法が廃止され、加入可否を一律に判定する方式へ一本化します。

②「待期期間設定特約」の撤廃

がん用・がん診断用特約について待期期間（90日間）を撤廃し、加入日時点から補償を開始します。

※待機期間が廃止されることで補償開始は分かりやすくなりますが、加入前の健康状態については、確認の対象となる期間や項目が見直されます。

③告知内容の合理化

がん補償は、がんリスクの高い疾病の告知内容に見直しを行い、介護補償についても要介護状態に関連性のある病気・状態の告知内容とします。

④加入条件の緩和

- ・入院歴の緩和：10日未満の入院歴について告知不要となります。
- ・告知対象期間の緩和：疾病補償について、告知が必要な期間を「過去2年以内」から「過去1年以内」に短縮されます。
- ・妊娠要件の撤廃：妊娠に関する質問項目を廃止します。

(2) 現行と改訂後の告知書

現行の告知書：参考資料1

改訂後の告知書：参考資料2

(3) 改訂実施日

令和8年10月1日より実施

◆告知書改定の概要について

これまでの告知書では、補償対象外とする疾病等を明確にして加入諾否を判断する運用や、保険始期開始後に待期間を設ける運用を実施してきましたが、運用や質問事項が複雑であるという課題がありました。

改定後の告知書では上記の運用を廃止し、「全ての質問事項に該当しない場合は加入できる」というわかりやすい方式に改定をしております。

詳細な改定事項については次頁以降をご確認下さい。

現行の告知書

告知内容に応じて「特定疾病等対象外特約」をセットした条件付き引き受となるため運用が複雑

待期間設定特約をセットするため、保険始期開始後にすぐ補償が開始されない

過去の病歴等に関する質問事項が複雑でわかりにくい

改定後の告知書

「特定疾病等対象外特約」を廃止し、「全ての質問事項に該当しない場合は加入できる」方式に変更するため、運用が簡素化される

待期間設定特約の設定を廃止するため、保険始期開始後にすぐ補償が開始される

補償内容と関連性の高い合理的な病歴等の確認となりわかりやすい

◆告知書改定の詳細

① 特定疾病対象外特約の廃止

わかりやすさの観点から、新規でご加入いただく場合（改定後の告知書でご加入いただく場合）、**「特定疾病等対象外特約」をセットせずお引受けいたしません。**既に現行の告知書でご加入をいただいている加入者様については、**更改時に改定後の告知書で再告知いただければ特約の削除が可能です。**

② 待期間の撤廃

がん・介護保険では待期間の設定がありますが、**改定後は待期間（90日間）を撤廃するため、加入日時点から補償が開始します。**

＜撤廃される待期間設定特約＞ がん用・がん診断用

③ 告知内容の合理化

がん補償はがんと関連性があり、がんリスクの高い疾病の告知内容に見直しを行っています。介護補償についても要介護状態に関連性のある病気・状態の告知内容としています。

④ 加入条件の緩和

- ・ **10日未満の入院歴については告知を不要とします。**（入院歴の緩和）
- ・ 疾病補償について、**告知が必要な期間を「過去2年以内」から「過去1年以内」に短縮**します。（告知対象期間の緩和）
- ・ **妊娠に関する質問項目を廃止**します。（妊娠要件の撤廃）

参考資料1

全理連療養補償共済制度 加入申込書兼健康状態告知書(医療補償コース)

パンフレット等を受領・確認し、全理連 療養補償共済制度(医療補償コース<医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約・がん保険特約セット団体総合保険>)の加入を申込みます。
本告知事項は、私が自ら記入したものであり、事実と相違ありません。事実と相違していた場合は、ご契約が解除となったり、保険金の支払を受けられなくなったりしても異議を申し立てません。また、「健康状態に関する告知にあたってご注意ください」との内容について確認・同意し、ならびに[5]頁に記載の「告知書の個人情報の取扱いに関する事項」を確認し、損保ジャパンが必要な範囲において個人情報取得・利用・提供することに、加入申込者、告知者、被保険者ともに同意します。この保険で補償されることとなる方が自ら記入ください。

●加入申込者および被保険者は、募集文書または損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) に掲載の個人情報の取扱いに同意します。

損害保険ジャパン株式会社 宛

告知日 令和 年 月 日 加入日 令和 年 月 1 日

組合 コード	支部 コード	加入 番号		
加 入 者 の 氏 名 (姓 名 本 人 署 名)	<カタカナ> <漢 字> 必ず本人がご署名ください。	店 名 <漢 字>		
被 保 険 者 (加 入 者)	<カタカナ> <漢 字> 必ず本人がご署名ください。	住 所 <漢 字>(郵便番号 -) TEL (- -)		
加入者区分	年号(該当に○印)	生 年 月 日	★年齢(加入日時点)	★性別
1組合員 2従業員 3家族	昭和 S ・ 平成 H ・ 令和 R	年 月 日	満 歳	男 1 ・ 女 2

※被保険者(保険の対象となる方)が15歳未満の場合は、被保険者ご本人に代わって、親権者が被保険者の健康状態等を記入し、加入申込書2枚目下部の代理告知者署名欄に被保険者との関係をご記入のうえ、ご署名ください。加入申込者ご本人以外のご家族(配偶者、子供、両親、同居の家族(兄弟姉妹、親族))の方が加入される場合は、加入されるご家族に代わって、加入申込者ご本人が加入されるご家族の健康状態等をご確認のうえ、ご記入・ご署名することができます。

加入日時時点で該当する満年齢区分(A~G)を○印で囲んでください。

満年齢区分	月 額 掛 金
(A) 5~24歳	690 円
(B) 25~44歳	930 円
(C) 45~54歳	1,700 円
(D) 55~64歳	2,920 円
以後の継続加入では、	80~84歳 12,490円 85~89歳 17,180円 90歳~ 23,820円 となります。

▼健康状態告知欄★ 以下の質問事項にご回答ください。質問事項へのご回答がすべて「いいえ」であれば、特別な条件を付けずにご加入いただけます。

質問事項	ご回答
(1) 告知日現在、入院中ですか。 または告知日以降に入院もしくは手術等の予定がありますか。 ※医師からすすめられている場合や医師と相談している場合を含みます。	いいえ はい [「はい」の方はご加入いただけません。]
(2) 告知日から過去2年以内に、下記の「疾病・症状一覧表」I欄に記載の疾病・症状により医師の診察、検査、治療または投薬を受けたことがありますか。 ※医師より「疾病・症状一覧表」I欄に記載の疾病・症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察中を含みます。	いいえ はい [「はい」の方はご加入いただけません。]
(3) 告知日から過去2年以内に、下記の「疾病・症状一覧表」II欄に記載の疾病・症状により医師の診察、検査、治療または投薬を受けたことがありますか。 ※医師より「疾病・症状一覧表」II欄に記載の疾病・症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察中を含みます。	いいえ はい [「はい」の方は下記の「疾病・症状一覧表」II欄に該当する疾病・症状すべてに○をしてください。]
(4) 今までに、がん(悪性新生物をいいます。白血病、悪性リンパ腫を含みます)・上皮内がんにより医師の診察、検査、治療または投薬を受けたことがありますか。 ※医師よりがん(悪性新生物)・上皮内がんの疑いの指摘を受けた場合を含みます。	いいえ はい [「はい」の方はご加入いただけません。]
(5) 女性の方のみご回答ください。告知日現在、妊娠中ですか。	いいえ はい [「はい」の方はご加入いただけません。]

疾病・症状一覧表

疾病群	I 欄		II 欄		疾病群	I 欄		II 欄	
	I欄に該当する方はご記入いただけます。	II欄に○がある方は条件付きでご加入いただけます。	I欄に該当する方はご記入いただけます。	II欄に○がある方は条件付きでご加入いただけます。		疾病群	I 欄	II 欄	
A 群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患 (かいよう性大腸炎・クローン病)	胃・腸・十二指腸の癌(胃癌) 胆膵炎・胃・胆の癌(膵癌) 腸閉塞・大腸癌	E 群 循環器系の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血) 心臓弁膜症 心筋こうそく 心筋症 狭心症 不整脈 心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。心電音動脈硬化症 動脈瘤	I 群 ご婦人の疾病	子宮筋腫	子宮内腺症 卵巣のう腫(不正出血) 乳癌 乳腺腫 (乳腺線維腫瘍を含みます。)		
B 群 肝臓・胆のう・膵臓の疾病	肝硬変 慢性肝炎 肝臓大 すい炎	急性肝炎(肝のうろ) 胆石(胆のうろ)	F 群 骨・背椎の疾病	骨のしゅうよう性疾患	Z 群 その他	糖尿病 紫斑病 結核性疾患(カリエスなど) 悪性しゅうよう(各種がん、上皮内新生物・肉腫) 白血病 悪性リンパ腫 アルツハイマー病 パーキンソン病 けいれん(全身性エリテマトーデス・強皮症・皮膚筋炎・関節リウマチ・多発性関節炎など) リウマチ 精神および行動の障害(統合失調症・気分(感情)障害 躁うつ病、うつ病など) 恐怖性(パニック)障害・心的外傷後ストレス障害(PTSD)・アルコール依存症			
C 群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎 ネフローゼ 腎不全 腎臓しゅうよう	腎臓炎・急性腎炎 腎臓・膀胱・尿路の結石	H 群 眼の疾病						
D 群 気管支・肺の疾病	結核 肺線維症 慢性閉塞性肺疾患 (COPD)(慢性気管支炎・肺気腫など)	肺臓炎・肺腫瘍(せんそく) 気管支拡張症・肺炎 肺腫瘍・自然気腫							

告知される方(被保険者)がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要で。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。

★告知欄

次の質問事項についてご記入ください。「はい」または「いいえ」いずれかに○印をつけ、「はい」の場合にはその内容をご記入ください。

<質問事項> 被保険者について同種の補償を行う他の保険契約等(注)がありますか。
[「はい」の方は、同種の補償を行う他の保険契約等について、会社名・保険種類・保険金額等をご記入ください。欄が不足する場合は(別紙)に会社名・保険種類・保険金額等を記載した別紙(様式を問いません。)を添付してください。]

いいえ (会社名)
はい (保険種類)
いいえ (保険金額) (別紙)

※被保険者(保険の対象となる方)が15歳未満の場合で、代理告知をされた親権者の方は被保険者との関係をご記入のうえ、ご署名ください。加入申込者ご本人以外のご家族(配偶者、子供、同居の家族(両親、兄弟姉妹、親族))の方が加入される場合は、加入されるご家族に代わって、加入申込者ご本人が加入されるご家族の健康状態等をご確認のうえ、ご記入・ご署名することができます。

代理告知者 被保険者との関係
署名 ()
特記事項

(注)「同種の補償を行う他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の損害保険の契約または共済契約をいいます。

理 容 生 活 衛 生 同 業 組 合 部 支 部 扱
事 長 長 長 者

参考資料2

全理連療養補償共済制度 加入申込書兼健康状態告知書(医療補償コース) 損害保険ジャパン株式会社 宛

加入日 令和 年 月 1 日

組合コード	支部コード		加入者番号				
加入申込者(組合員)	氏名(本人署名) <カタカナ> <漢字> 必ず本人がご署名ください。	店名 <カタカナ> <漢字>	加入者番号				
被保険者(加入者)	氏名(本人署名) <カタカナ> <漢字> 必ず本人がご署名ください。	住所 <カタカナ> <漢字>(郵便番号 -) TEL(- -)	加入者区分	年号(該当に○印)	生年月日	年齢(加入日時点)	性別
1組合員 2従業員 3家族		昭和S・平成H・令和R	年 月 日	満 歳	男 1 女 2		

全理連療養補償共済制度(医療補償コース<医療保険基本特約・疾病保険特約・障害保険特約・がん保険特約セット団体総合保険>)について、パンフレット等を受領・確認、重要事項説明は電磁的方法にて交付することに了承し、重要事項説明を読み、商品内容が自身の意向に合致していることを確認した上で加入を申し込みます。

※重要事項説明書をダウンロードし確認して申込をしてください。
※二次元コードから確認できない場合は、取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。
※毎年更新の際にも更新案内に記載の二次元コードにて確認してください。



重要事項説明書を確認しました

保険開始月の1か月前までにご連絡がない場合には、以下2点を承諾したものとみなします。
・配付されたパンフレット等に掲載の二次元コードにより重要事項説明の交付を受けること。
・重要事項説明のダウンロードを行い、商品内容が自身の意向に合致していることを確認し、重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)および個人情報の取扱い等について了承・同意のうえ引き続き加入すること。

加入日時点で該当する満年齢区分(A~G)を○印で開んでください。

満年齢区分	月額掛金	満年齢区分	月額掛金
Ⓐ 5~24歳	690円	Ⓔ 65~69歳	4,880円
Ⓑ 25~44歳	930円	Ⓕ 70~74歳	6,810円
Ⓒ 45~54歳	1,700円	Ⓖ 75~79歳	9,000円
Ⓓ 55~64歳	2,920円	以後の継続加入では、80~84歳 12,490円 85~89歳 17,180円 90歳~ 23,820円となります。	

■告知書のご提出が必要な方

- 新規に疾病補償・がん補償・介護補償にご加入される方
 - 継続して上記補償にご加入される方のうち、次のいずれかに該当の方
 - (1) ご加入の保険金額を増額される方、口数を増やされる方
 - (2) 疾病(がんおよび介護を含みます。)に関する補償・特約の追加・削除によって補償範囲を拡大される方
 - (3) 対象期間、支払限度日数を延長される方
 - (4) 支払対象外期間を短縮される方、免責金額(自己負担額)を引き下げられる方
 - (5) 「特定疾病等対象外」を削除される方 など
 - 傷害補償・賠償責任等にご加入される方のうち、上記補償に新たにご加入される方
- ※継続してご加入される方で前年と加入内容に変更がない方は、ご記入、ご署名は不要です。

■告知事項は、被保険者本人が自らご記入、ご署名ください。

【代理告知】

- 被保険者が15歳未満の場合は、親権者がご記入、ご署名ください。
- 申込人ご本人以外のご家族(配偶者、子供、両親、同居の家族(兄弟姉妹、親族))の方が加入される場合は、加入されるご家族に代わって、申込人ご本人が加入されるご家族の健康状態等をご確認のうえ、ご記入、ご署名することができます。

<重要>

- ★の項目は「告知事項」です。記入内容が事実と相違した場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので正確にご記入ください。
- 告知の内容によっては、ご加入をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※被保険者(保険の対象となる方)が15歳未満の場合は、被保険者ご本人に代わって、親権者が被保険者の健康状態等を記入し、代理告知者署名欄に被保険者との関係をご記入のうえ、ご署名ください。加入申込者ご本人以外のご家族(配偶者、子供、両親、同居の家族(兄弟姉妹、親族))の方が加入される場合は、加入されるご家族に代わって、加入申込者ご本人が加入されるご家族の健康状態等をご確認のうえ、ご記入・ご署名することができます。

<*>裏面の質問事項にご回答ください。

ご加入いただく補償に該当する質問事項にご回答ください。質問事項への回答がすべて「いいえ」の方はご加入いただけます。

*告知される方がご認識されている病名・症状名が、本告知書に記載されている病名・症状名と一致しなくても、医学的に同一と判断される場合には告知が必要です。本告知書に記載されている病名・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、告知をしてください。

理容生活衛生同業組合	理事長	部 長	支 部 長	扱 者
------------	-----	-----	-------	-----

疾病補償

【質問1】告知日(ご記入日)現在、病気がケガで入院中ですか。または告知日以降に病気がケガで入院もしくは手術の予定※がありますか。

※医師からすすめられている場合や医師と相談している場合を含みます。

はい いいえ

はい

【質問2】告知日(ご記入日)から過去1年以内に、病気で継続して10日以上入院をしたことがありますか。

【質問1】今までに、「がん」または「上皮内がん」により、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。

(注) 医師より病気・症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察中を含みます。

「がん」、「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気

Table with 2 columns: 病名, がん, 上皮内がん. Rows include 悪性新生物, 悪性しゅよう, 白血病, etc.

ご回答

はい いいえ

はい

【質問2】下記の質問にお答えください。

●告知日(ご記入日)から過去3か月以内に、下記の「病気・症状一覧表」に記載の病気・症状により医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことや、すすめられたことがありますか。

(注) 医師より病気・症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察中を含みます。

●告知日(ご記入日)から過去2年以内に、下記の「病気・症状一覧表」に記載の病気・症状について、次のいずれかに該当したことがありますか。

①健康診断・がん検診・人間ドックを受けた結果、病気・症状を指摘されたこと。

(注) 再検査・精密検査の結果、異常がなかった場合を除きます。

②医師の診察の結果、定期的な診察・検査を受けるように指摘されたこと。

●告知日(ご記入日)から過去5年以内に、下記の「病気・症状一覧表」に記載の病気・症状により、次のいずれかに該当したことがありますか。

①継続して7日以上入院をしたこと。 ②手術を受けたりすすめられたこと。

<病気・症状一覧表>

Table with 2 columns: 特定の病気, 病名. Rows include 脳しゅよう, 消化器の病気, 呼吸器の病気, etc.

(※1) 多発性ポリープ(ポリポース)には、過去5年以内に、5個以上のポリープが発生しているもの、あるいは5回以上の治療歴のあるものも含みます。

(※2) しゅようマーカーの異常とは、検査結果が基準値を超えた場合を意味します。なお、過去に基準値を超え、継続して経過観察中の場合は、現在基準値内でも、しゅようマーカーの異常に該当します。

(※3) 要治療・要精密検査・1年以内の要再検査をいいます。

がん補償

「はい」の場合はご記入いただけます。

介護補償

介護一時金受払特約、親孝行一時金受払特約、経度認知障害一時金受払特約、認知症居宅特約、経度認知障害一時金受払特約

【質問】(1) 今までに、公的介護保険制度の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をした(※1)ことがありますか。

(※1) 「申請予定」や「申請をした結果、認定を受けられなかった場合」を含みます。

(2) 次のいずれかの項目に該当していますか。

●告知日(ご記入日)現在、次のいずれかの行為の際に、頻度を問わず、他人の介助や補助用具(杖などを含みます。)の使用(※2)が必要になることがありますか。

【歩行・食事・排せつ・入浴・衣類の着脱・公共交通機関を利用時の外出・店での買い物】

(※2) ご本人による使用を含みます。

●今までに、医師より「認知症(軽度認知障害を含みます。)」と診断されたことがありますか。

(注) 疑いの指摘を受けている場合や検査等の結果が判明していない場合を含みます。

(3) 告知日(ご記入日)現在、次のいずれかに該当しますか。

【入院中・療養のため就床中(※3)・入院の予定(※4)がある】

(※3) 医師の指示による就床を指し、その期間および場所を問いません。

(※4) 医師からすすめられている場合や医師と相談している場合を含みます。

(4) 告知日(ご記入日)から過去2年以内に、下記の「病気・症状一覧表」に記載の病気・症状により医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことや、すすめられたことがありますか。

(注) 医師より「病気・症状一覧表」に記載の病気・症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察中を含みます。

<病気・症状一覧表>

Table with 2 columns: 病名, がん, 上皮内がん. Rows include 脳血管関係の病気, 肝臓の病気, 腎臓の病気, etc.

(※5) 「骨折を伴う骨粗しょう症」とは骨折した時に「骨粗しょう症」になっていた場合を意味します。(単に「骨粗しょう症」と診断された場合は含みません。)

(※6) 厚生労働省指定の難病については、厚生労働省ホームページを参照してください。

ご回答

はい いいえ

はい

告知者署名

*代理告知の場合は、代理告知をする方の署名

(代理告知の場合) 被保険者との関係

告知日 令和 年 月 日

本告知事項は、私が自ら記入したものであり、事実と相違ありません。

事実と相違していた場合は、ご契約が解除となったり、保険金の支払いを受けられなくなったりしても異議を申し立てません。

申込人(加入者)および被保険者は、募集文書または損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)に掲載の個人情報の取扱いに同意します。

資料 26

役職員のクールビズへの対応について

役職員のクールビズへの対応について、下記の期間で実施いたしたく、ご提案申し上げます。ただし、第196通常総会・評議員会(R8.5/28)ではネクタイ、ジャケット着用とします。

記

令和8年5月1日から9月30日までの5ヵ月間。